

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省令)

○道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令
(国土交通八五)

(告示)

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示
(国土交通二二七)

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(同二二八)

○装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める図を定める告示の一部を改正する告示
(同二一九)

(官庁報告)

官庁事項

土地家屋調査士法第三条第二項第二号の規定に基づく認定を受けた者の公告
(法務省)

(公告)

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等

独立行政法人水産総合研究センター
平成十九事業年度財務諸表、独立行政法人情報処理推進機構第五期事業年度財務諸表、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第四百十三条第一項の規定に基づく登録、独立行政法人都市再生機構参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示、税理士登録者関係
地方公共団体
公債償還(埼玉県・東京都)、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省令

○国土交通省令第八十五号
道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第四十一条(同法第九十九条において準用する場合を含む)、第七十五条の二第一項及び第七十五条の三第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。
国土交通大臣 金子 一義
平成二十年十月十五日

道路運送車両の保安基準の一部改正
(道路運送車両の保安基準の一部改正)
第一条 道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)の一部を次のように改正する。
第一条の二第二項中「又はかじ取装置」を「かじ取装置又は制動装置(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタヒラ及びソリを有する軽自動車に備える制動装置を除く。)」に改め、同条第二項中「又はかじ取装置」を「かじ取装置又は制動装置」に改める。
第二条の三第四項中「十八人以下」を「十八未満」に改める。
(装置型式指定規則の一部改正)
第二条 装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中第十三号の二の次に次の一号を加える。
第十三の三 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席ベルト
第五条の表中

第十三の三	第二条第十三号の二の座席ベルト取付装置	第十四号第六改訂版
第十三の三	第二条第十三号の二の座席ベルト取付装置	第十四号第六改訂版
第十三の四	第二条第十三号の三の座席ベルト	第十六号第五改訂版

改める。
第三号様式中

第一号様式中	第一号様式中
第一号様式中	第一号様式中
第一号様式中	第一号様式中

改める。
附則
この省令は、平成二十年十月十五日から施行する。

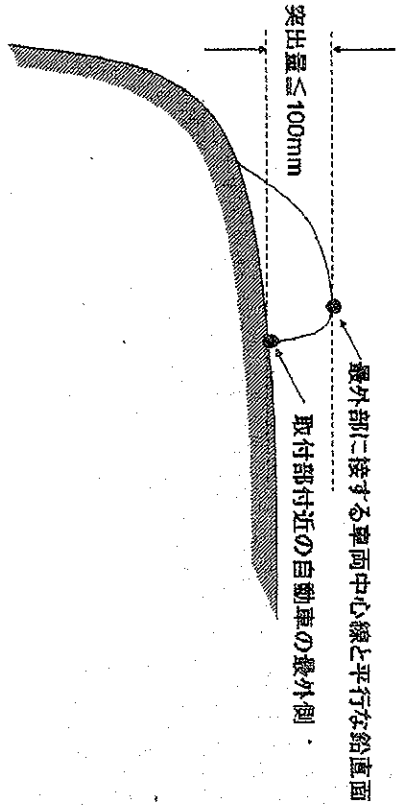
告示

○国土交通省告示第千二百十七号
道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第一条第一項、第二条第一項、第一条の二第二項、第十二条第一項、第十八条の二第五項、第二十二條の三第四項、第三十二條第一項、第三項、第六項及び第八項から第十一項まで、第三十三條第二項、第三項及び第四項、第三十三條の二第二項及び第三項、第三十四條第二項及び第三項、第三十四條の二第二項及び第三項、第三十五條第二項、第三十五條の二第二項及び第三項、第三十六條第三項、第三十七條第二項及び第三項、第三十七條の二第二項及び第三項、第三十七條の三第二項及び第三項、第三十七條の四第二項及び第三項、第三十八條第三項、第三十八條の二第二項、第三十八條の三第二項及び第三項、第三十九條第二項及び第三項、第三十九條の二第二項及び第三項、第四十條第二項及び第三項、第四十條の二第二項及び第三項、第四十條の三第二項及び第三項、第四十一條第一項の三第三項並びに第四十一條の四第四項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成十四年国土交通省告示第六百十九号)の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十年十月十五日
国土交通大臣 金子 一義

保安基準第41条の1第4項第1号。

十一 保安基準第41条の装置のうち自動車の両側面に備えるものであって最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部付近の自動車の最外側との距離が100mmを超えて突出しているもの又はその方向指示器が車体に取り付けられた状態で直径100mmの球体が接触する範囲であつてその外部表面の曲率半径が2.5mm未満の突起を有するもの。ただし、突出量が5mm未満であつてその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が1.5mm未満のもの、突起の硬さが60シヨテ(A)以下のもの又は自動車の幅から突出していないものにあつてはこの限りでない。

(参考図)



第百八十六條第八項第一号中「10人以下」とは「10人未満」とする。

第百二十條第六号中「協定規則第123号補足改訂版」とは「協定規則第123号補足第2改訂版」とする。

第百七十一條第一項第一号「及びデイスクホイール並びに」及び「デイスクホイール及び」は「及び」を挿入する部分」を「並びに」並びに保安基準第41条の装置のうち自動車の両側面に備えるもの（第215条第3項第4号により中央部に備えるものを除く。以下第178条第4項第11号において同じ）」とする。

第百七十九條第一号「第3号の規定は、」及び「第1号ロ及び第3号の規定は、」は「第1号ロ及び第3号の規定は、」を挿入する。

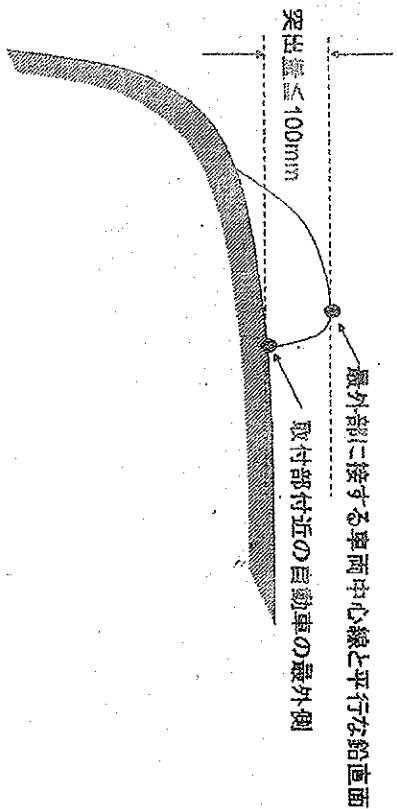
次に掲げる施設装置の区分に応じ、それぞれ次に定める構造であること。

イ 制動装置以外に備える施設装置 その作用により、施設装置を働かせた装置の機能を確実に停止させることができる構造

ロ 制動装置に備える施設装置 その作用により、当該自動車の車輪を確実に停止させることができる構造

十一 保安基準第41条の装置のうち自動車の両側面に備えるものであって最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部付近の自動車の最外側との距離が100mmを超えて突出しているもの又はその方向指示器が車体に取り付けられた状態で直径100mmの球体が接触する範囲であつてその外部表面の曲率半径が2.5mm未満の突起を有するもの。ただし、突出量が5mm未満であつてその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が1.5mm未満のもの、突起の硬さが60シヨテ(A)以下のもの又は自動車の幅から突出していないものにあつてはこの限りではない。

(参考図)



第百八十六條第八項第一号中「10人以下」とは「10人未満」とする。

第百二十條第六号中「協定規則第123号補足改訂版」とは「協定規則第123号補足第2改訂版」とする。

イ 制動装置を施錠する装置

3.14. 施設装置は、機械的作用により制動装置が作動している状態に限り自動車の制動装置の作動解除を防止する構造とすることができる。この場合において3.1.1.及び3.1.3.の規定は適用しないものとする。

第百八十六條第八項第一号中「10人以下」とは「10人未満」とする。

第百二十條第六号中「協定規則第123号補足改訂版」とは「協定規則第123号補足第2改訂版」とする。

第百七十一條第一項第一号「及びデイスクホイール並びに」及び「デイスクホイール及び」は「及び」を挿入する部分」を「並びに」並びに保安基準第41条の装置のうち自動車の両側面に備えるもの（第215条第3項第4号により中央部に備えるものを除く。以下第178条第4項第11号において同じ）」とする。

第百七十九條第一号「第3号の規定は、」及び「第1号ロ及び第3号の規定は、」は「第1号ロ及び第3号の規定は、」を挿入する。

次に掲げる施設装置の区分に応じ、それぞれ次に定める構造であること。

イ 制動装置以外に備える施設装置 その作用により、施設装置を働かせた装置の機能を確実に停止させることができる構造

ロ 制動装置に備える施設装置 その作用により、当該自動車の車輪を確実に停止させることができる構造

十一 保安基準第41条の装置のうち自動車の両側面に備えるものであって最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部付近の自動車の最外側との距離が100mmを超えて突出しているもの又はその方向指示器が車体に取り付けられた状態で直径100mmの球体が接触する範囲であつてその外部表面の曲率半径が2.5mm未満の突起を有するもの。ただし、突出量が5mm未満であつてその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が1.5mm未満のもの、突起の硬さが60シヨテ(A)以下のもの又は自動車の幅から突出していないものにあつてはこの限りではない。

4.5.7. 制動装置に作用する施設装置は、当該施設装置を解除した場合において、運転者の意志に反して制動装置が自動的に解除されるものであってはならない。

4.5.8. 制動装置に作用する施設装置は、別添10「トラック及びビバスの制動装置の技術基準」又は別添12「乗用車の制動装置の技術基準」に適合しない場合であっても、本規則の要件に適合するものであること。

別添11のa・b・c・d・e・f・g・h・i・j「赤色警報装置の点滅により運転者に警報するものであること」及び別添11のk・l・m・n・o・p・q「赤色警報装置の点滅を中止し、点灯により運転者に警報することができる。」

別添11のr・s・t・u・v・w・x・y

緑黄色	$y \geq 0.138 + 0.580x$ $y \leq 0.290x - 0.100$ $y \geq -x + 0.940$ $y \leq -x + 0.992$ $y \geq 0.440$
-----	--

別添11のa・b・c・d・e・f・g・h・i・j

2.13. 寸法

別添11のk・l・m・n・o・p・q・r・s・t・u・v・w・x・y

2.13.1. 「全幅」とは、2.12.に定める2つの鉛直面の間の距離をいう。

2.13.2. 「全長」とは、以下の架橋を除いた自動車のもも前方及び後方の部分の基準面への投影点の単面中心線と平行な距離をいう。

(1) 後写鏡及び保安基準第44条第5項の線その他の装置

(2) 前部上側端灯及び後部上側端灯

(3) 連結装置（被けん引自動車を除く。）

別添11のr・s・t・u・v・w・x・y

2.29. 灯火装置から照射される光の色

2.29.1. 「白」とは、以下の境界線によって定められた色度範囲内にある照射光の色度座標(x, y)をいう。

会(CIE)規格15.2.に定める色度座標(x, y)をいう。

W12 緑との境界 : $y = 0.150 + 0.640x$

W23 黄緑との境界 : $y = 0.440$

W34 黄との境界 : $x = 0.500$

W45 赤紫との境界 : $y = 0.382$

W56 紫との境界 : $y = 0.050 + 0.750x$

W61 青との境界 : $x = 0.310$

交点は以下のとおりである。

x y

W1 : 0.310 0.348

W2 : 0.453 0.440

W3 : 0.500 0.440

W4 : 0.500 0.382

W5 : 0.443 0.382

W6 : 0.310 0.283

2.29.2. 「黄緑色」とは、以下の境界線によって定められた色度範囲内にある照射光の色度座標(x, y)をいう。

S Y12 緑との境界 : $y = 1.290x - 0.100$

S Y23 スペクトル軌跡

S Y34 赤との境界 : $y = 0.138 + 0.580x$

S Y45 黄白との境界 : $y = 0.440$

S Y51 白との境界 : $y = 0.940 - x$

交点は以下のとおりである。

x y

S Y1 : 0.454 0.486

S Y2 : 0.480 0.519

S Y3 : 0.545 0.454

S Y4 : 0.521 0.440

S Y5 : 0.500 0.440

2.29.3. 「橙色」は、以下の境界線によって定められた色度範囲内にある照射光の色度座標(x, y)をいう。

A12 緑との境界 : $y = x - 0.120$

A23 スペクトル軌跡

A34 赤との境界 : $y = 0.390$

A41 白との境界 : $y = 0.790 - 0.670x$

交点は以下のとおりである。

x y

A1 : 0.545 0.425

A2 : 0.560 0.440

A3 : 0.609 0.390

A4 : 0.597 0.390

2.29.4. 「赤」とは、以下の境界線によって定められた色度範囲内にある照射光の色度座標(x, y)をいう。

R12 黄との境界 : $y = 0.335$

R23 スペクトル軌跡

R34 紫の領域 (スペクトル軌跡の赤と青の両端の間の紫色の領域を狭める)

R41 紫との境界 : $y = 0.980 - x$

交点は以下のとおりである。

x y

R1 : 0.645 0.335

R2 : 0.665 0.335

R3 : 0.735 0.265

R4 : 0.721 0.259

別添11のr・s・t・u・v・w・x・y「色でなければならない」とし、なお、灯火装置が照射する光の色度座標の判定は本規則の対象として行わないこととする。

別添11のa・b・c・d・e・f・g・h・i・j「赤色警報装置が照射する光の色度座標」

3.7. 光源モデルは、3.7.1.及び3.7.2.の要件を満たすものとする。

「三色度係数」

赤	葉方向限界	$y \leq 0.335$	
	葉方向限界	$z \leq 0.008$	
	葉方向限界	$y \leq 0.980 - x$	
白	葉方向限界	$x \leq 0.310$	
	葉方向限界	$x \leq 0.500$	
	葉方向限界	$y \leq 0.150 + 0.640x$	
	葉方向限界	$y \leq 0.440$	
	葉方向限界	$y \leq 0.050 + 0.750x$	
	葉方向限界	$y \leq 0.382$	
	葉方向限界	$y \leq 0.429$	
	葉方向限界	$y \leq 0.398$	
	葉方向限界	$z \leq 0.007$	

黄色方向の限界： $y \leq 0.335$
 葉色方向の限界： $y \geq 0.980 - x$
 赤色方向の限界： $z \leq 0.007$

3.5. 光源モジュールは、3.5.1.及び3.5.2.の要件を満たすものとする。

3.5.1. 光源モジュールは、(a)及び(b)による構造とする。

(a) 各光源モジュールが、指定された正確な位置以外には取り付けることができず、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない構造であること。

(b) 装置のハウジング内に複数の光源モジュールが使用されている場合は、異なる特性を有する光源モジュールは、同一ランプハウジング内で相互交換できない構造であること。

「赤色」であることとし、その判定方法については別紙3のとおりとすること」

取付装置の技術基準」2.29.又は協定期則第48号第4改訂版補足改訂版2.28.で「

黄色方向の限界： $y \leq 0.335$
 葉色方向の限界： $y \geq 0.980 - x$

3.5. 光源モジュールは、3.5.1.及び3.5.2.の要件を満たすものとする。

3.5.1. 光源モジュールは、(a)及び(b)による構造とする。

(a) 各光源モジュールが、指定された正確な位置以外には取り付けることができず、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない構造であること。

(b) 装置のハウジング内に複数の光源モジュールが使用されている場合は、異なる特性を有する光源モジュールは、同一ランプハウジング内で相互交換できない構造であること。

「赤色」であることとし、その判定方法については別紙3のとおりとすること」

取付装置の技術基準」2.29.又は協定期則第48号第4改訂版補足改訂版2.28.で「

黄色方向の限界： $y \leq 0.335$
 葉色方向の限界： $y \geq 0.980 - x$

3.5. 光源モジュールは、3.5.1.及び3.5.2.の要件を満たすものとする。

3.5.1. 光源モジュールは、(a)及び(b)による構造とする。

(a) 各光源モジュールが、指定された正確な位置以外には取り付けることができず、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない構造であること。

(b) 装置のハウジング内に複数の光源モジュールが使用されている場合は、異なる特性を有する光源モジュールは、同一ランプハウジング内で相互交換できない構造であること。

「白色」であることとし、その判定方法については別紙3のとおりとすること」

取付装置の技術基準」2.29.又は協定期則第48号第4改訂版補足改訂版2.28.で「

黄色方向の限界： $y \leq 0.335$
 葉色方向の限界： $y \geq 0.980 - x$

3.3. 光源モジュールは、3.7.1.及び3.7.2.の要件を満たすものとする。

3.3.1. 光源モジュールは、(a)及び(b)による構造とする。

(a) 各光源モジュールが、指定された正確な位置以外には取り付けることができず、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない構造であること。

(b) 装置のハウジング内に複数の光源モジュールが使用されている場合は、異なる特性を有する光源モジュールは、同一ランプハウジング内で相互交換できない構造であること。

定義に照らして確認を行うものとする。」

取付装置の技術基準」2.29.又は協定期則第48号第4改訂版補足改訂版2.28.で「

青色方向の限界： $x \leq 0.310$
 黄色方向の限界： $x \leq 0.500$
 緑色方向の限界： $y \leq 0.150 + 0.640x$
 葉色方向の限界： $y \leq 0.440$
 葉色方向の限界： $y \leq 0.050 + 0.750x$
 葉色方向の限界： $y \leq 0.382$

3.5. 光源モジュールは、3.5.1.及び3.5.2.の要件を満たすものとする。

3.5.1. 光源モジュールは、(a)及び(b)による構造とする。

(a) 各光源モジュールが、指定された正確な位置以外には取り付けることができず、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない構造であること。

(b) 装置のハウジング内に複数の光源モジュールが使用されている場合は、異なる特性を有する光源モジュールは、同一ランプハウジング内で相互交換できない構造であること。

「白色」であることとし、その判定方法については別紙3のとおりとすること」

取付装置の技術基準」2.29.又は協定期則第48号第4改訂版補足改訂版2.28.で「

青色方向の限界： $x \leq 0.310$
 黄色方向の限界： $x \leq 0.500$
 緑色方向の限界： $y \leq 0.150 + 0.640x$
 葉色方向の限界： $y \leq 0.440$
 葉色方向の限界： $y \leq 0.050 + 0.750x$
 葉色方向の限界： $y \leq 0.382$

3.5. 光源モジュールは、3.5.1.及び3.5.2.の要件を満たすものとする。

3.5.1. 光源モジュールは、(a)及び(b)による構造とする。

(a) 各光源モジュールが、指定された正確な位置以外には取り付けることができず、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない構造であること。

(b) 装置のハウジング内に複数の光源モジュールが使用されている場合は、異なる特性を有する光源モジュールは、同一ランプハウジング内で相互交換できない構造であること。

「白色」であることとし、その判定方法については別紙3のとおりとすること」

取付装置の技術基準」2.29.又は協定期則第48号第4改訂版補足改訂版2.28.で「

青色方向の限界： $x \leq 0.310$
 黄色方向の限界： $x \leq 0.500$
 緑色方向の限界： $y \leq 0.150 + 0.640x$
 葉色方向の限界： $y \leq 0.440$
 葉色方向の限界： $y \leq 0.050 + 0.750x$
 葉色方向の限界： $y \leq 0.382$

別添百二〇・二を次のように改める。

3.2 光源モジュールは、3.2.1.及び3.2.2.の要件を満たすものとする。

別添百一三・三・一を次のように改める。

3.2.1. 光源モジュールは、(a)及び(b)による構造とする。

(a) 光源モジュールが、指定された正確な位置以外には取り付けることができず、工場を脱われない限り光源固定装置から取り外すことができない構造であること。

(b) 光源モジュールは、同一ランプハウジング内で相互互換できない構造であること。

別添百一〇・中「白色であること。適合性に疑いのある場合には、別紙2において定められた色の測定方法に照らして確認を行うものとする。」を「別添52「灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付構造の技術基準」2.29.又は協定期間第4号第4改訂版補足改訂版2.28.で規定された白色であることとし、その判定方法については別紙2のとおりとする。」と改める。

別添百二別紙二
「白」
青色方向の限界：x≧0.310
黄色方向の限界：x≦0.500
緑色方向の限界：y≧0.150+0.640x
赤色方向の限界：y≦0.440
黄色方向の限界：y≧0.030+0.750x
赤色方向の限界：y≦0.332

別添百五別紙六5・2・1・1・中「80bar」を「8±0.2MPa」と改める。

別添百五別紙六5・2・1・5・を別添百五別紙六5・2・1・6・とする。

別添百五別紙六5・2・1・4・を別添百五別紙六5・2・1・5・とする。

別添百五別紙六5・2・1・3・中「60mm」を「60±2mm」に改め、別添百五別紙六5・2・1・3・を別添百五別紙六5・2・1・4・とする。

別添百五別紙六5・2・1・2・中「60℃」を「60°±5℃」に改め、別添百五別紙六5・2・1・2・の次に次のように加える。

5.2.1.3. 冷却水の流量は、7.5 l/min

附 則

この告示は、平成二十年十月十五日から施行する。

○国土交通省告示第千二百十八号

道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第五十八条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成十五年国土交通省告示第千三百十八号)の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年十月十五日

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成十五年国土交通省告示第千三百十八号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

2 平成二十二年三月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示第六条第二項第二号、第八十四条第二項第二号及び第六十二号第二項第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十年国土交通省告示第千二百十七号)による改正前の細目告示第六条第二項第二号、第八十四条第二項第二号及び第六十二号第二項第二号の規定により測定した値とすることができ、

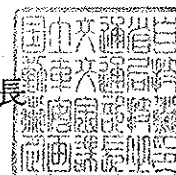
第十五条に次の一項を加える。
12 平成二十二年三月三十一日以前に製作された自動車であって道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十年国土交通省告示第千二百十七号)による改正前の細目告示第六条第二項第二号、第八十四条第二項第二号及び第六十二号第二項第二号の規定により測定するものについては、細目告示第二十二号第四項第九号、第百条第四項第十号及び第百七十八号第四項第十一号の規定は、適用しない。
第三十一条に次の一項を加える。
5 平成十七年四月六日から平成二十一年十月十四日までに製作された自動車については、細目告示第四十四号第一項、別添五十二・2・13・及び別添百三・2・2・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十年国土交通省告示第千二百十七号)による改正前の細目告示第四十四号第一項、別添五十二・2・13・及び別添百三・2・2・の規定に適合するものであればよい。
第三十二条に次の一項を加える。
6 平成十八年一月一日から平成二十一年十月十四日までに製作された自動車については、細目告示第四十五号第一項、別添五十二・2・13・及び別添五十八・3・7・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十年国土交通省告示第千二百十七号)による改正前の細目告示第四十五号第一項、別添五十二・2・13・及び別添五十八・3・7・の規定に適合するものであればよい。
第三十三条に次の一項を加える。
5 平成十八年一月一日から平成二十一年十月十四日までに製作された自動車については、細目告示第四十六号第一項、別添五十二・2・13・及び別添五十九・3・6・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十年国土交通省告示第千二百十七号)による改正前の細目告示第四十六号第一項、別添五十二・2・13・及び別添五十九・3・6・の規定に適合するものであればよい。
第三十五条に次の一項を加える。
9 平成十八年一月一日から平成二十一年十月十四日までに製作された自動車については、細目告示第四十八号第一項、別添五十二・2・13・及び別添六十一・3・6・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十年国土交通省告示第千二百十七号)による改正前の細目告示第四十八号第一項、別添五十二・2・13・及び別添六十一・3・6・の規定に適合するものであればよい。
第三十七条に次の一項を加える。
8 平成十八年一月一日から平成二十一年十月十四日までに製作された自動車については、細目告示第五十条第一項、別添五十二・2・13・及び別添六十四・3・7・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十年国土交通省告示第千二百十七号)による改正前の細目告示第五十条第一項、別添五十二・2・13・及び別添六十四・3・7・の規定に適合するものであればよい。
第三十八条に次の一項を加える。
7 平成十八年一月一日から平成二十一年十月十四日までに製作された自動車については、細目告示第五十一条第一項、別添五十二・2・13・及び別添六十五・3・3・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十年国土交通省告示第千二百十七号)による改正前の細目告示第五十一条第一項、別添五十二・2・13・及び別添六十五・3・3・の規定に適合するものであればよい。

国自技第 154 号の 2
平成 20 年 10 月 15 日

社団法人 日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省自動車交通局技術安全部

技術企画課長



道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令等について（通知）

標記法令が平成 20 年 10 月 15 日付けで官報に掲載されたので通知します。

参考 1：官報の写し

参考 2：新旧対照表

道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令新旧対照条文
 ○道路運送車両の保安基準 (昭和二十六年運輸省令第六十七号) (第一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>(施錠装置等) 第十一条の二 専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員十一人以上の自動車及び被牽引自動車を除く。) 及び貨物の運送の用に供する自動車 (車両総重量が三・五トンを超える自動車及び被牽引自動車を除く。) の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、<u>かじ取装置又は制動装置</u> (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える制動装置を除く。) には、<u>施錠装置を備えなければならぬ。</u></p> <p>2 自動車の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、<u>かじ取装置又は制動装置</u>に備える施錠装置は、その作動により施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、構造、施錠性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。</p> <p>(座席ベルト等) 第二十二条の三 (略) 2 3 (略) 4 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員十人未満の自動車には、第一項の規定により備える運転者席の座席ベルトが装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、警報性能等に関し告示で定める基準に適合する装置を備えなければならない。</p>	<p>(施錠装置等) 第十一条の二 専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員十一人以上の自動車及び被牽引自動車を除く。) 及び貨物の運送の用に供する自動車 (車両総重量が三・五トンを超える自動車及び被牽引自動車を除く。) の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置又は<u>かじ取装置</u>には、<u>施錠装置を備えなければならない。</u></p> <p>2 自動車の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置又は<u>かじ取装置</u>に備える施錠装置は、その作動により施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、構造、施錠性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。</p> <p>(座席ベルト等) 第二十二条の三 (略) 2 3 (略) 4 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員十人以下の自動車には、第一項の規定により備える運転者席の座席ベルトが装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、警報性能等に関し告示で定める基準に適合する装置を備えなければならない。</p>

○装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）（第一条関係）

改正

現行

（傍線の部分は改正部分）

第三号様式（特別な表示）（第六条関係） (略)		特定装置の種類 (略)		a
		特定装置の種類 (略)		
第三号様式（特別な表示）（第六条関係） (略)		特定装置の種類 (略)		規則番号 (略)
		特定装置の種類 (略)		
第三号様式（特別な表示）（第六条関係） (略)		特定装置の種類 (略)		a
		特定装置の種類 (略)		
第三号様式（特別な表示）（第六条関係） (略)		特定装置の種類 (略)		規則番号 (略)
		特定装置の種類 (略)		

（特定装置の種類）
 第二条 法第七十五条の二第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。
 一 十三の二 (略)
 十三の三 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席ベルト
 十四 四十六 (略)

第五条 (略)

（特定装置の種類）
 第二条 法第七十五条の二第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。
 一 十三の二 (略)
 十四 四十六 (略)

第五条 (略)

		第二条第十三号の二の座席ベルト取付装置	
		第二条第十三号の三の座席ベルト	
(略)			8以上
		第二条第十三号の二の座席ベルト取付装置	
		第二条第十三号の三の座席ベルト	
(略)			8以上

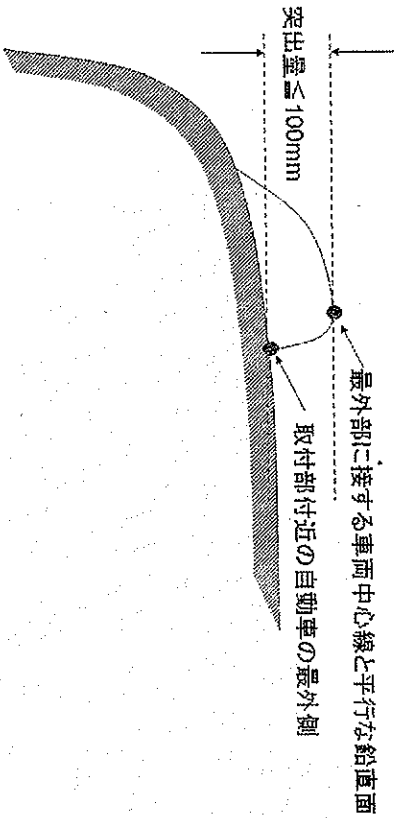
(傍線部分は改正部分)

○軽自動車の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示案 新旧対照条文

改	正
<p>第1章 総則</p> <p>第2条の2 <u>自動車又は原動機付自転車のうち次に掲げるすべての要件を満たすものは、二輪自動車又は二輪を有する原動機付自転車の基準を適用するものとする。</u></p> <p>一 <u>三個の車輪を備えるもの</u></p> <p>二 <u>車輪が車両中心線に対して左右対称の位置に配置されているもの</u></p> <p>三 <u>同一線上の車輪における車輪の接地部中心点を通る直線の距離が四百六十ミリメートル未満であるもの</u></p> <p>四 <u>車輪及び車体の一部又は全部を傾斜して旋回する構造を有するもの</u></p> <p>第2章 自動車の保安基準の細目</p> <p>第1節 指定自動車等であつて新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目</p> <p>(長さ、幅及び高さ)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 自動車の長さ、幅、高さは、直進姿勢にある前項の状態の自動車を水平かつ平坦な面(以下「基準面」という。)に置き巻き尺等を用いて次の各号に掲げる寸法を測定した値とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 幅については、自動車の最も側方にある部分(大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、<u>デイスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに保安基準第41条の装置のうち自動車の両側面に備えるもの(細目告示別添52 4.6.4.4.による中央部に備えるものを除く。以下第22条第4項第9号において同じ。)</u>を除く。)を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離</p> <p>(3) (略)</p> <p>(車輪及び車体)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車輪及び車体は、第2項第4号の基準に適合しないものとする。ただし、第2項第1号の自動車(同号ただし書きの自動車を除く。)にあつては、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>保安基準第41条の装置のうち自動車の両側面に備えるものであつて最外部に接</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2章 自動車の保安基準の細目</p> <p>第1節 指定自動車等であつて新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目</p> <p>(長さ、幅及び高さ)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 自動車の長さ、幅、高さは、直進姿勢にある前項の状態の自動車を水平かつ平坦な面(以下「基準面」という。)に置き巻き尺等を用いて次の各号に掲げる寸法を測定した値とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 幅については、自動車の最も側方にある部分(大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ及び<u>デイスクホイール並びにこれに付随して回転する部分を除く。)</u>を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離</p> <p>(3) (略)</p> <p>(車輪及び車体)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車輪及び車体は、第2項第4号の基準に適合しないものとする。ただし、第2項第1号の自動車(同号ただし書きの自動車を除く。)にあつては、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>

する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部付近の自動車の最外側との距離が100mmを超えて突出しているもの又はその方向指示器が車体に取り付けられた状態で直径100mmの球体が接触する範囲であつてその外部表面の曲率半径が2.5mm未満の突起を有するもの。ただし、突出量が5mm未満であつてその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が1.5mm未満のもの、突起の傾きが60°(A)以下のもの又は自動車の幅から突出していないものにあつてはこの限りでない。

(参考図)



(座席ベルト等)

第30条 (略)

2～3 (略)

4 運転者席の座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し保安基準第22条の3第4項の告示で定める基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては協定規則第16号第5改訂版の規則8.4.(8.4.1.1.を除く。)に定める基準、小型自動車又は軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車を除く。)にあつては別添33「運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準」に定める基準とする。

(前照灯)

第42条 走行用前照灯と同等の性能を有する配光可変型前照灯を備える自動車として保安基準第32条第1項の告示で定めるものは、灯光の色、明るさ等が協定規則第123号補足改訂版6.3.及び7.に適合する配光形態の照射光線(以下「主走行ビーム」という。)を発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車とする。

(座席ベルト等)

第30条 (略)

2～3 (略)

4 運転者席の座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し保安基準第22条の3第4項の告示で定める基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車にあつては協定規則第16号第5改訂版の規則8.4.(8.4.1.1.を除く。)に定める基準、小型自動車又は軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車を除く。)にあつては別添33「運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準」に定める基準とする。

(前照灯)

第42条 走行用前照灯と同等の性能を有する配光可変型前照灯を備える自動車として保安基準第32条第1項の告示で定めるものは、灯光の色、明るさ等が協定規則第123号補足改訂版6.3.及び7.に適合する配光形態の照射光線(以下「主走行ビーム」という。)を発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車とする。

2. 3 (略)
- 4 走行用前照灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第32条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、協定規則第48号第4改訂版補足改訂版5.及び6. (6.19.を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。
5. 6 (略)
- 7 すれ違い用前照灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第32条第6項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、協定規則第48号第4改訂版補足改訂版5.及び6. (6.19.を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。
- 8 配光可変型前照灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第32条第8項の告示で定める基準は、協定規則第123号補足改訂版5.、6.及び7.の技術的な要件に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第123号補足第2改訂版5.3.(5.3.1.を除く。)及び5.8.は、適用しないこととし、協定規則第123号補足第2改訂版5.3.1.1.の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にはJIS規格C7709Iに定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にはその他の異組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、協定規則第123号補足第2改訂版6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第123号補足第2改訂版9.2.の規定に適合すればよいものとする。
- 9 配光可変型前照灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第32条第9項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版補足改訂版5.及び6. (6.19.を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。
- 10 前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し保安基準第32条第10項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の

2. 3 (略)
- 4 走行用前照灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第32条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、協定規則第48号第4改訂版5.及び6. (6.19.を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。
5. 6 (略)
- 7 すれ違い用前照灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第32条第6項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、協定規則第48号第4改訂版補足改訂版5.及び6. (6.19.を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。
- 8 配光可変型前照灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第32条第8項の告示で定める基準は、協定規則第123号補足改訂版5.、6.及び7.の技術的な要件に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第123号補足改訂版5.3.(5.3.1.を除く。)及び5.8.は、適用しないこととし、協定規則第123号補足改訂版5.3.1.1.の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にはJIS規格C7709Iに定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にはその他の異組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、協定規則第123号補足改訂版6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第123号補足改訂版9.2.の規定に適合すればよいものとする。
- 9 配光可変型前照灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第32条第9項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版5.及び6. (6.19.を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。
- 10 前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し保安基準第32条第10項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の

取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版5.及び6. (6.19.を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。

11 保安基準第32条第11項の告示で定める配光可変型前照灯は、灯光の色、明るさ等が協定規則第123号補足改訂版6.2.及び7.に適合する配光形態のうち配光制御信号(当該配光可変型前照灯の照射光線の光度及びその方向の空間的な分布を制御するために入力される信号をいう。以下同じ。)が出力状態でない状態(以下「基本すれ違い状態」という。)であり、かつ、協定規則第123号補足改訂版6.4.6.に規定される範囲にカットオフ(すれ違い状態の照射方法を調整する際に用いる光の明部と暗部を分ける線をいう。以下同じ。)を有する場合において、灯火ユニット(配光可変型前照灯から灯光を発することを目的とする部品のことをいう。以下同じ。)の光源の目標光束(光源から出る光の設計上の総量のことをいう。以下同じ。)の総和が自動車車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり2,000lmを超えるものをいう。
12~13 (略)

(前部霧灯)

第43条 前部霧灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第33条第2項の告示で定める基準は、協定規則第19号第3改訂版補足改訂版5.、6.、7.及び8.の技術的な要件に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第19号第3改訂版5.5.(1)の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS規格C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、協定規則第19号第3改訂版補足改訂版6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第19号第3改訂版補足改訂版10.3.5.の規定に適合すればよいものとする。

2 前部霧灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びソリを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びソリを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版補足改訂版5.及び6. (6.19.を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。

3 前部霧灯の照射方向の調節に係る性能等に関し保安基準第33条第4項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びソリを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びソリを

取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版5.及び6. (6.19.を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。

11 保安基準第32条第11項の告示で定める配光可変型前照灯は、灯光の色、明るさ等が協定規則第123号補足改訂版6.2.及び7.に適合する配光形態のうち配光制御信号(当該配光可変型前照灯の照射光線の光度及びその方向の空間的な分布を制御するために入力される信号をいう。以下同じ。)が出力状態でない状態(以下「基本すれ違い状態」という。)であり、かつ、協定規則第123号補足改訂版6.4.6.に規定される範囲にカットオフ(すれ違い状態の照射方法を調整する際に用いる光の明部と暗部を分ける線をいう。以下同じ。)を有する場合において、灯火ユニット(配光可変型前照灯から灯光を発することを目的とする部品のことをいう。以下同じ。)の光源の目標光束(光源から出る光の設計上の総量のことをいう。以下同じ。)の総和が自動車車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり2,000lmを超えるものをいう。
12~13 (略)

(前部霧灯)

第43条 前部霧灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第33条第2項の告示で定める基準は、協定規則第19号第3改訂版5.、6.、7.及び8.の技術的な要件に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第19号第3改訂版5.5.(1)の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS規格C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、協定規則第19号第3改訂版6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第19号第3改訂版10.3.5.の規定に適合すればよいものとする。

2 前部霧灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びソリを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びソリを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版5.及び6. (6.19.を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。

3 前部霧灯の照射方向の調節に係る性能等に関し保安基準第33条第4項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びソリを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びソリを

有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づき装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版補足改訂版5.及び6. (6.19.を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。

(側方照射灯)

第44条 (略)

2 側方照射灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条の2第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づき装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版補足改訂版5.及び6. (6.19.を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。

(車幅灯)

第45条 (略)

2 車幅灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づき装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版補足改訂版5.及び6. (6.19.を除く。)に定める基準とする。

(前部上側端灯)

第46条 (略)

2 前部上側端灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条の2第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づき装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版補足改訂版5.及び6. (6.19.を除く。)に定める基準とする。

(前部反射器)

第47条 (略)

有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づき装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版5.及び6. (6.19.を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。

(側方照射灯)

第44条 (略)

2 側方照射灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条の2第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づき装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版5.及び6. (6.19.を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。

(車幅灯)

第45条 (略)

2 車幅灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づき装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版5.及び6. (6.19.を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。

(前部上側端灯)

第46条 (略)

2 前部上側端灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条の2第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づき装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版5.及び6. (6.19.を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。

(前部反射器)

第47条 (略)

(尾灯)

第50条 (略)

2 尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法規75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版5.及び6.(6.19.を除く。)に定める基準とする。

(後部霧灯)

第51条 後部霧灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第37条の2第2項の告示で定める基準は、別添65「後部霧灯の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、別添65「後部霧灯の技術基準」4.1.の規定中「であること。」とあるのは「であること。ただし、当該後部霧灯の最小光度については4.2.及び別紙に示す最小光度値の80%値、最大光度については4.3.に示す最大光度値の120%値まであればよい。」と読み替え、法規75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、別添65「後部霧灯の技術基準」の2.7.、2.8.、5.1.1.中括弧書き及び5.3.の規定は適用しないものとし、5.1.1.及び別紙4.2.の規定中「標準電球又は定格電球」とあるのは「標準電球」と読み替えるものとする。

2 後部霧灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の2第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法規75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版5.及び6.(6.19.を除く。)に定める基準とする。

(駐車灯)

第52条 (略)

2 (略)

3 駐車灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の3第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法規75条の2第1項の規定に基

(尾灯)

第50条 (略)

2 尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法規75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版5.及び6.(6.19.を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。

(後部霧灯)

第51条 後部霧灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第37条の2第2項の告示で定める基準は、別添65「後部霧灯の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、別添65「後部霧灯の技術基準」4.1.の規定中「であること。」とあるのは「であること。ただし、当該後部霧灯の最小光度については4.2.及び別紙に示す最小光度値の80%値、最大光度については4.3.に示す最大光度値の120%値まであればよい。」と読み替え、法規75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、別添65「後部霧灯の技術基準」の2.7.、2.8.、5.1.1.中括弧書き及び5.3.の規定は適用しないものとし、5.1.1.及び別紙4.2.の規定中「標準電球又は定格電球」とあるのは「標準電球」と読み替えるものとする。

2 後部霧灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の2第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法規75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版5.及び6.(6.19.を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。

(駐車灯)

第52条 (略)

2 (略)

3 駐車灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の3第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法規75条の2第1項の規定に基

つゝ装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版補足改訂版5.及び6. (6.19.を除く。)に定める基準とする。

(後部上側端灯)

第53条 (略)

2 後部上側端灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の4第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びソリを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びソリを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づき装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版補足改訂版5.及び6. (6.19.を除く。)に定める基準とする。

(後部反射器)

第54条 (略)

2 後部反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第38条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びソリを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びソリを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づき装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版補足改訂版5.及び6. (6.19.を除く。)に定める基準とする。

(大型後部反射器)

第55条 大型後部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し保安基準第38条の2第2項の告示で定める基準は、協定規則第70号改訂版補足第6改訂版6.及び7.に定める基準とする。

2 (略)

(再帰反射材)

第55条の2 (略)

2 再帰反射材の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第38条の3第3項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づき装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版補足改訂版5.及び6. (6.19.を除く。)に定める基準とする。

つゝ装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版5.及び6. (6.19.を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。

(後部上側端灯)

第53条 (略)

2 後部上側端灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の4第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びソリを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びソリを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づき装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版5.及び6. (6.19.を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。

(後部反射器)

第54条 (略)

2 後部反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第38条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びソリを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びソリを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づき装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版5.及び6. (6.19.を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。

(大型後部反射器)

第55条 大型後部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し保安基準第38条の2第2項の告示で定める基準は、協定規則第70号の技術的な要件(同規則改訂版の補足第5改訂版の規則6.及び7.に限る。以下同じ。)に定める基準とする。

2 (略)

(再帰反射材)

第55条の2 (略)

2 再帰反射材の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第38条の3第3項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づき装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版5.及び6. (6.19.を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。

(制動灯)

第56条 (略)

2 制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、協定規則第48号第4改訂版補足改訂版5.及び6. (6.19.を除く。)に定める基準とする。

(補助制動灯)

第57条 (略)

2 補助制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条の2第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、協定規則第48号第4改訂版補足改訂版5.及び6. (6.19.を除く。)に定める基準とする。

(後退灯)

第58条 後退灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第40条第2項の告示で定める基準は、別添72「後退灯の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあつては、別添72「後退灯の技術基準」4.1.の規定中「適合するものであること。」とあるのは「適合するものであること。ただし、当該後退灯の最小光度については4.4.及び別添1の2.に示す最小光度値の80%値、最大光度については4.3.に示す最大光度値の120%値まであればよい。」と読み替え、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあつては、別添72「後退灯の技術基準」の規定中1.、ただし書き、2.7.、2.8.及び5.1.1.括弧書きの規定は適用しないものとし、5.1.1.の規定中「標準電球又は定格電球」とあるのは「標準電球」と読み替えるものとする。

2 後退灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第40条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版補足改訂

(制動灯)

第56条 (略)

2 制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、協定規則第48号第4改訂版5.及び6. (6.19.を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。

(補助制動灯)

第57条 (略)

2 補助制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条の2第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、協定規則第48号第4改訂版5.及び6. (6.19.を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。

(後退灯)

第58条 後退灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第40条第2項の告示で定める基準は、別添72「後退灯の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあつては、別添72「後退灯の技術基準」4.1.の規定中「適合するものであること。」とあるのは「適合するものであること。ただし、当該後退灯の最小光度については4.4.及び別添1の2.に示す最小光度値の80%値、最大光度については4.3.に示す最大光度値の120%値まであればよい。」と読み替え、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあつては、別添72「後退灯の技術基準」の規定中1.、ただし書き、2.7.、2.8.、5.1.1.括弧書き及び5.3.の規定は適用しないものとし、5.1.1.の規定中「標準電球又は定格電球」とあるのは「標準電球」と読み替えるものとする。

2 後退灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第40条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版5.及び6.

版5.及び6.(6.19.を除く。)に定める基準とする。

(方向指示器)

第59条 方向指示器の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第41条第2項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の前面又は後面に備える方向指示器以外の方指示器にあっては別添73「方向指示器の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の前面又は後面に備える方向指示器にあっては次の各号に掲げる基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合においては、別添73「方向指示器の技術基準」4.1の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該方向指示器の最小光度については次表の最小光度値の80%値、最大光度については次表の最大光度値の120%値まであればよい。」と読み替え、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合においては、別添73「方向指示器の技術基準」1.の規定中「4.及び6.は適用しない」とあるのは「適用しない」と、5.1.1.及び別添2の2.2.2の規定中「標準電球又は定格電球」とあるのは「標準電球」と、4.1.(注)の規定中「二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及びカタピラ及びそりを有する軽自動車(方向指示器を側面のみに備えるものに限る。)」の両側面に備える方向指示器」とあるのは「本種類の方向指示器のみ自動車に取り付けて用いる側面方向指示器」と、「種類5」とあるのは「種類5及び6」と、「種類3、4及び6以外の自動車の両側面に備える方向指示器」とあるのは「種類1、1a又は1b及び2a又は2bの方向指示器と共に用いる側面方向指示器」と、別紙1中「ただし、種類1、1a、1b、2a、2b、3及び5の方向指示器を自動車に取り付けた状態で試験を行う場合であつて、かつ、方向指示器」とあるのは「ただし、方向指示器」と読み替え、かつ、2.7.、2.8.、3.3.及び3.4.の規定、4.1.(注)中「種類6」の定義に係る規定並びに5.1.1.括弧書き及び5.4.の規定は適用しないものとする。

一.二 (略)

2 (略)

3 方向指示器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第41条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定期規第48号第4改訂版補足改訂版5.及び6.(6.19.を除く。)に定める基準とする。

(非常点滅表示灯)

第61条 (略)

2 非常点滅表示灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第41条の3第3項の告示

(6.19.を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。

(方向指示器)

第59条 方向指示器の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第41条第2項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の前面又は後面に備える方向指示器以外の方指示器にあっては別添73「方向指示器の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の前面又は後面に備える方向指示器にあっては次の各号に掲げる基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合においては、別添73「方向指示器の技術基準」4.1の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該方向指示器の最小光度については次表の最小光度値の80%値、最大光度については次表の最大光度値の120%値まであればよい。」と読み替え、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合においては、別添73「方向指示器の技術基準」1.の規定中「4.及び6.は適用しない」とあるのは「適用しない」と、5.1.1.及び別添2の2.2.2の規定中「標準電球又は定格電球」とあるのは「標準電球」と、4.1.(注)の規定中「二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及びカタピラ及びそりを有する軽自動車(方向指示器を側面のみに備えるものに限る。)」の両側面に備える方向指示器」とあるのは「本種類の方向指示器のみ自動車に取り付けて用いる側面方向指示器」と、「種類5」とあるのは「種類5及び6」と、「種類3、4及び6以外の自動車の両側面に備える方向指示器」とあるのは「種類1、1a又は1b及び2a又は2bの方向指示器と共に用いる側面方向指示器」と、別紙1中「ただし、種類1、1a、1b、2a、2b、3及び5の方向指示器を自動車に取り付けた状態で試験を行う場合であつて、かつ、方向指示器」とあるのは「ただし、方向指示器」と読み替え、かつ、2.7.、2.8.、3.3.及び3.4.の規定、4.1.(注)中「種類6」の定義に係る規定並びに5.1.1.括弧書き及び5.5.の規定は適用しないものとする。

一.二 (略)

2 (略)

3 方向指示器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第41条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定期規第48号第4改訂版5.及び6.(6.19.を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。

(非常点滅表示灯)

第61条 (略)

2 非常点滅表示灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第41条の3第3項の告示

で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版補足改訂版5.及び6. (6. 19. を除く。)に定める基準とする。

(緊急制動表示灯)

第61条の2 (略)

2 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の4第4項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版補足改訂版5.及び6. (6. 19. を除く。)に定める基準とする。

第2節 指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目

(長さ、幅及び高さ)

第84条 (略)

2 自動車の長さ、幅、高さは、直進姿勢にある前項の状態の自動車を水平かつ平坦な面(以下「基準面」という。)に置き巻き尺等を用いて次の各号に掲げる寸法を測定した値とする。

- (1) (略)
- (2) 幅については、自動車の最も側方にある部分(大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに保安基準第41条の装置のうち自動車の両側面に備えるもの(第137条第3項第4号により中央部に備えるものを除く。以下第100条第4項第10号において同じ。))を除く。)を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離
- (3) (略)

(施錠装置等)

第92条 施錠装置の構造、施錠性能等に関し、保安基準第11条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、第1号ロ及び第3号の規定は二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車には、適用しない。
イ。
次に掲げる施錠装置の区分に及び、それぞれ次に定める構造であること。
イ 制動装置以外に備える施錠装置 その作動により、施錠装置を備えた装置の機

で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版5.及び6. (6. 19. を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。

(緊急制動表示灯)

第61条の2 (略)

2 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の4第4項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第4改訂版5.及び6. (6. 19. を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。

第2節 指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目

(長さ、幅及び高さ)

第84条 (略)

2 自動車の長さ、幅、高さは、直進姿勢にある前項の状態の自動車を水平かつ平坦な面(以下「基準面」という。)に置き巻き尺等を用いて次の各号に掲げる寸法を測定した値とする。

- (1) (略)
- (2) 幅については、自動車の最も側方にある部分(大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分を除く。)を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離
- (3) (略)

(施錠装置等)

第92条 施錠装置の構造、施錠性能等に関し、保安基準第11条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、第3号の規定は二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車には、適用しない。
イ。
その作動により、施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させることができる構造であること。

能を確実に停止させることができる構造

ロ 制動装置に備える施錠装置 その作用により、当該自動車の車輪を確実に停止させることができる構造

二～四 (略)
2～3 (略)

(車枠及び車体)

第100条 (略)

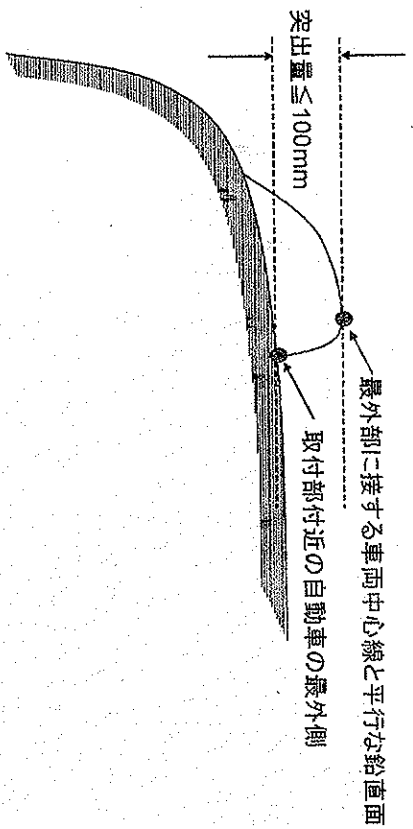
2～3 (略)

4 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、第2項の基準に適合しないものとする。

(1)～(10) (略)

(11) 保安基準第41条の装置のうち自動車の両側面に備えるものであって最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部付近の自動車の最外側との距離が100mmを超えて突出しているもの又はその方向指示器が車体に取り付けられた状態で直径100mmの球体が接触する範囲であってその外部表面の曲率半径が2.5mm未満の突起を有するもの。ただし、突出量が5mm未満であってその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が1.5mm未満のもの、突起の硬さが60シヨア(A)以下のもの又は自動車の幅から突出していないものにあつてはこの限りでない。

(参考図)



(座席ベルト等)
第108条 (略)
2～5 (略)

二～四 (略)
2～3 (略)

(車枠及び車体)

第100条 (略)

2～3 (略)

4 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、第2項の基準に適合しないものとする。

(1)～(10) (略)

(座席ベルト等)
第108条 (略)
2～5 (略)

<p>6 (略)</p> <p>(略)</p> <p>一 運転者席の座席ベルトが装着されたときに警報が停止しない装置。ただし、小型自動車又は軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車を除く。)に備える装置であつて電源投入後8秒以内の間に停止するものにあつてはこの限りでない。</p> <p>三 (略)</p> <p>(前照灯等) 第120条 (略)</p> <p>2～8</p> <p>9 配光可変型前照灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第32条第8項の告示で定める基準は、<u>協定規則第123号補足第2改訂版5.、6.及び7.の技術的な要件に定める基準及び次のとおりとする。</u>この場合において協定規則第123号補足第2改訂版5.3.(5.3.1.を除く。)及び協定規則第123号補足第2改訂版5.8.は、適用しないこととし、協定規則第123号補足第2改訂版5.3.1.1.の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつてはJIS規格C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合は、<u>協定規則第123号補足第2改訂版6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第123号補足第2改訂版9.2.の規定に適合すればよいものとする。</u></p> <p>—～五 (略)</p> <p>10～19 (略)</p> <p>第3節 使用の過程にある自動車の保安基準の細目</p> <p>(長さ、幅及び高さ) 第162条 (略)</p> <p>2 自動車の長さ、幅、高さは、直進姿勢にある前項の状態の自動車を水平かつ平坦な面(以下「基準面」という。)に置き巻き尺等を用いて次の各号に掲げる寸法を測定した値とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 幅については、自動車の最も側方にある部分(大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車を備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに保安基準第41条の装置のうち自動車の両側面に備えるもの(第215条第3項第4号により中央部に備えるものを除く。以下第178条第4項第11号において同じ。))を除く。)を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離</p> <p>(3) (略)</p>	<p>6 (略)</p> <p>(略)</p> <p>一 運転者席の座席ベルトが装着されたときに警報が停止しない装置。ただし、小型自動車又は軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)に備える装置であつて電源投入後8秒以内の間に停止するものにあつてはこの限りでない。</p> <p>三 (略)</p> <p>(前照灯等) 第120条 (略)</p> <p>2～8</p> <p>9 配光可変型前照灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第32条第8項の告示で定める基準は、<u>協定規則第123号補足改訂版5.、6.及び7.の技術的な要件に定める基準及び次のとおりとする。</u>この場合において協定規則第123号補足改訂版5.3.(5.3.1.を除く。)及び協定規則第123号補足改訂版5.8.は、適用しないこととし、<u>協定規則第123号補足改訂版5.3.1.1.の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつてはJIS規格C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合は、<u>協定規則第123号補足改訂版6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第123号補足改訂版9.2.の規定に適合すればよいものとする。</u></u></p> <p>—～五 (略)</p> <p>10～19 (略)</p> <p>第3節 使用の過程にある自動車の保安基準の細目</p> <p>(長さ、幅及び高さ) 第162条 (略)</p> <p>2 自動車の長さ、幅、高さは、直進姿勢にある前項の状態の自動車を水平かつ平坦な面(以下「基準面」という。)に置き巻き尺等を用いて次の各号に掲げる寸法を測定した値とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 幅については、自動車の最も側方にある部分(大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車を備えられる回転するタイヤ及びディスクホイール並びにこれに付随して回転する部分を除く。)を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離</p> <p>(3) (略)</p>
--	--

(施錠装置等)

第170条 施錠装置の構造、施錠性能等に関し、保安基準第11条の2第2項の告示で定める基準は、次に定める基準とする。ただし、第1号口及び第3号の規定は二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車には、適用しない。

一 次に掲げる施錠装置の区分に応じ、それぞれ次に定める構造であること。

イ 制動装置以外に備える施錠装置 その作動により、施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させることができる構造

ロ 制動装置に備える施錠装置 その作動により、当該自動車の車輪を確実に停止させることができる構造

二～四 (略)

2～3 (略)

(車枠及び車体)

第178条 (略)

2～3 (略)

4 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、第2項の基準に適合しないものとする。

(1)～(10) (略)

(11) 保安基準第41条の装置のうち自動車の面側面に備えるものであって最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部付近の自動車の最外側との距離が100mmを超えて突出しているもの又はその方向指示器が車体に取り付けられた状態で直径100mmの球体が接触する範囲であつてその外部表面の曲率半径が2.5mm未満の突起を有するもの。ただし、突出量が5mm未満であつてその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が1.5mm未満のもの、突起の厚さが60 μ m(A)以下のもの又は自動車の幅から突出してはいけないものにあつてはこの限りではない。

(施錠装置等)

第170条 施錠装置の構造、施錠性能等に関し、保安基準第11条の2第2項の告示で定める基準は、次に定める基準とする。ただし、第3号の規定は二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車には、適用しない。

一 その作動により、施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させることができる構造であること。

二～四 (略)

2～3 (略)

(車枠及び車体)

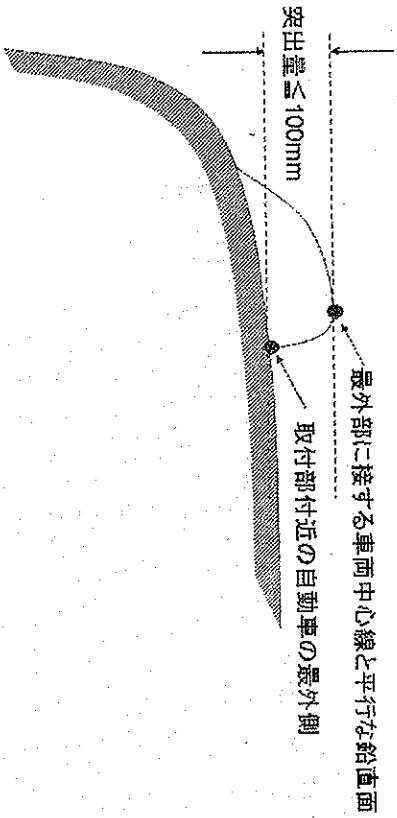
第178条 (略)

2～3 (略)

4 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、第2項の基準に適合しないものとする。

(1)～(10) (略)

(参考図)



- (座席ベルト等)
- 第186条 (略)
- 2～7 (略)
- 8 (略)

一 (略)

二 運転者席の座席ベルトが装着されたときに、警報が停止しない装置。ただし、小型自動車又は軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車を除く。)に備える装置であつて電源投入後8秒以内の間に停止するものにあつては、この限りでない。

三 (略)

別添7 四輪自動車等の施錠装置の技術基準

- 1. (略)
- 2. 用語
 - 2.1. 「施錠装置」とは、車両の原動機又は原動機出力を発生させるために必要な装置が不正に作動されることを防止するように、少なくとも以下に掲げる装置のいずれかと組合せて設計された装置をいう。
 - (a)～(c) (略)
 - (d) 制動装置を施錠する装置
 - 2.2.～3.13. (略)

3.14. 施錠装置は、機械的作用により制動装置が作動している状態に限り自動車の制動

- (座席ベルト等)
- 第186条 (略)
- 2～7 (略)
- 8 (略)

一 (略)

二 運転者席の座席ベルトが装着されたときに、警報が停止しない装置。ただし、小型自動車又は軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)に備える装置であつて電源投入後8秒以内の間に停止するものにあつては、この限りでない。

三 (略)

別添7 四輪自動車等の施錠装置の技術基準

- 1. (略)
- 2. 用語
 - 2.1. 「施錠装置」とは、車両の原動機又は原動機出力を発生させるために必要な装置が不正に作動されることを防止するように、少なくとも以下に掲げる装置のいずれかと組合せて設計された装置をいう。
 - (a)～(c) (略)
 - 2.2.～3.13. (略)

3.14. 施錠装置は、自動車の制動装置の作動解除を妨げるものであつてはならない。

<p>装置の作動解除を防止する構造とすることができる。この場合において3.1.1.及3.1.3.の規定は適用しないものとする。</p> <p>3.15. ～4.1.6. (略)</p> <p>4.2. 動力伝達装置に備える施錠装置</p> <p>4.2.1. ～4.2.2. (略)</p> <p>4.2.3. 動力伝達装置に作用する施錠装置は、施錠装置の錠に鍵が挿入されているときに、原動機の始動を停止させるための装置が作動している、又は作動させようとしている場合であっても、動力伝達装置を不意に停止できないものでなければならぬ。ただし、本規定は、4.2.の規定に適合する他の目的のために追加的に用いられる装置(例えば電動パーキングブレーキ)が当該装置のみを解除する場合はこの限りではない。</p> <p>4.2.3. ～4.4. (略)</p> <p>4.5. 制動装置に備える施錠装置</p> <p>4.5.1. 制動装置に作用する施錠装置は、一軸以上の左右それぞれの側の一個以上の車輪の制動を維持するものでなければならぬ。</p> <p>4.5.2. 施錠装置が作動中は、制動装置が解除可能なものであつてはならない。</p> <p>4.5.3. 制動装置に作用する施錠装置は、施錠装置の錠に鍵が挿入されているときに、原動機の始動を停止させるための装置が作動している、又は作動させようとしている場合であっても、制動装置が不意に解除されるものであつてはならない。ただし、本規定は、4.5.の規定に適合する他の目的のために追加的に用いられる装置(例えば電動パーキングブレーキ)が当該装置のみを解除する場合はこの限りではない。</p> <p>4.5.4. 制動装置に作用する施錠装置(当該装置を構成する機械式又は電気式の部品を含む)は、2,500回の施錠・解錠サイクルを終了した後には一定の摩耗が生じた場合であつても、その施錠機能が完全に維持されるものでなければならぬ。</p> <p>4.5.5. 鍵が制動装置を作動させる位置以外の位置にあるときに鍵を抜くことができる機構を有する施錠装置は、鍵が鍵を抜くことができる位置に移動する、又は鍵を抜く操作が不意に行われることのないものでなければならぬ。</p> <p>4.5.6. 制動装置に作用する施錠装置は、積車状態の自動車乾燥した20%の霧り又は下り勾配の舗装路面で停止状態を維持されるものでなければならぬ。</p> <p>4.5.7. 制動装置に作用する施錠装置は、当該施錠装置を解錠した場合において、運転者の意志に反して制動装置が自動的に解除されるものであつてはならない。</p> <p>4.5.8. 制動装置に作用する施錠装置は、別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」又は別添12「乗用車の制動装置の技術基準」に適合しない場合であっても、本規則の要件に適合すること。</p>	<p>3.15. ～4.1.6. (略)</p> <p>4.2. 動力伝達装置に備える施錠装置</p> <p>4.2.1. ～4.2.2. (略)</p> <p>4.2.3. 動力伝達装置に作用する施錠装置は、施錠装置の錠に鍵が挿入されているときに、原動機の始動を停止させるための装置が作動している、又は作動させようとしている場合であっても、動力伝達装置を不意に停止できないものでなければならぬ。</p> <p>4.2.3. ～4.4. (略)</p>
<p>別紙1、別紙2 (略)</p>	<p>別紙1、別紙2 (略)</p>
<p>別添12 乗用車の制動装置の技術基準</p> <p>1. ～3.2.18.16. (略)</p> <p>3.2.19. 駐車制動装置の電気式伝達装置の追加要件</p>	<p>別添12 乗用車の制動装置の技術基準</p> <p>1. ～3.2.18.16. (略)</p> <p>3.2.19. 駐車制動装置の電気式伝達装置の追加要件</p>

3.2.19.1.、3.2.19.2. (略)

3.2.19.2.1. 駐車制動装置の電気式伝達装置の配線の破損又は駐車制動装置の操作装置の電気的故障が生じた時に、3.2.21.1.2.に規定される黄色警報装置により運転者に警報するものであること。

当該黄色警報装置は、電気式伝達装置の故障が、駐車制動装置の電気式伝達装置の配線の破損により生じたものである時に、破損が生じた後速やかにその破損を警報するものであること。

さらに、操作装置の故障又はエネルギー供給の故障及び破損を除く電子制御装置の外部配線において破損が生じたときには、駐車制動装置の操作装置がON(作動)位置にあり、始動装置がON(走行)の位置にある間の(OFF(切)の位置にした)その後の少なくとも10秒間は、故障又は破損が生じている旨を3.2.21.1.1.に規定した赤色警報装置の点滅により運転者に警報すること。

ただし、駐車制動装置の正確な作動を検知する場合、赤色警報装置の点滅を中止し、点滅により運転者に警報することができると。

通常、駐車制動装置の作動が、3.2.21.2.に定める要件を満たす独立の赤色警報装置により表示される場合にあつては、当該警報装置は赤色警報装置に係る上記の要件を満たすものでなければならぬ。

別添51 前照灯の装置型式指定基準

1.~4.2.2. (略)

4.3. 色度試験

3.2.の試験を行ったとき、前照灯の色度は表3の基準を満たすこと。

表3 色度の基準

前照灯の色	色度範囲
白色	$0.500 \geq x \geq 0.310$ $y \leq 0.150 + 0.640x$ $y \geq 0.050 + 0.750x$ $0.440 \geq y \geq 0.382$

以下 (略)

別添52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

3.2.19.1.、3.2.19.2. (略)

3.2.19.2.1. 駐車制動装置の電気式伝達装置の配線の破損又は駐車制動装置の操作装置の電気的故障が生じた時に、3.2.21.1.2.に規定される黄色警報装置により運転者に警報するものであること。

当該黄色警報装置は、電気式伝達装置の故障が、駐車制動装置の電気式伝達装置の配線の破損により生じたものである時に、破損が生じた後速やかにその破損を警報するものであること。

さらに、操作装置の故障又はエネルギー供給の故障及び破損を除く電子制御装置の外部配線において破損が生じたときには、駐車制動装置の操作装置がON(作動)位置にあり、始動装置がON(走行)の位置にある間の(OFF(切)の位置にした)その後の少なくとも10秒間は、故障又は破損が生じている旨を3.2.21.1.1.に規定した赤色警報装置の点滅により運転者に警報すること。

通常、駐車制動装置の作動が、3.2.21.2.に定める要件を満たす独立の赤色警報装置により表示される場合にあつては、当該警報装置は赤色警報装置に係る上記の要件を満たすものでなければならぬ。

別添51 前照灯の装置型式指定基準

1.~4.2.2. (略)

4.3. 色度試験

3.2.の試験を行ったとき、前照灯の色度は表3の基準を満たすこと。

表3 色度の基準

前照灯の色	色度範囲
白色	$0.500 \geq x \geq 0.310$ $y \leq 0.150 + 0.640x$ $y \geq 0.050 + 0.750x$ $0.440 \geq y \geq 0.382$
淡黄色	$y \geq 0.138 + 0.580x$ $y \leq 0.290x - 0.100$ $y \geq -x + 0.940$ $y \leq -x + 0.992$ $y \geq 0.440$

以下 (略)

別添52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.~2.12.4. (略)

2.13. 寸法

2.13.1. 「全幅」とは、2.12.に定める2つの鉛直面の間の距離をいう。

2.13.2. 「全長」とは、以下の突起を除いた自動車の最も前方及び後方の部分の基準面への投影点の車両中心線と平行な距離をいう。

(1) 後写鏡及び保安基準第44条第5項の鏡その他の装置

(2) 前部上側端灯及び後部上側端灯

(3) 連結装置(接けん引自動車を除く。)

2.14.~2.28. (略)

2.29. 灯火器から照射される光の色

2.29.1. 「白」とは、以下の境界線によって定められた色度範囲内にある照射光の国際照明委員会(CIE)規格15.2.に定める色度座標(x,y) (以下単に「色度座標(x,y)」)という。

W_{12} 緑との境界 : $y = 0.150 + 0.640x$

W_{21} 黄緑との境界 : $y = 0.440$

W_{32} 黄との境界 : $x = 0.500$

W_{43} 赤黄との境界 : $y = 0.382$

W_{54} 赤との境界 : $y = 0.050 + 0.750x$

W_{65} 青との境界 : $x = 0.310$

交点は以下のとおりである。

x y

W_{12} : 0.310 0.348

W_{21} : 0.453 0.440

W_{32} : 0.500 0.440

W_{43} : 0.500 0.382

W_{54} : 0.443 0.382

W_{65} : 0.310 0.283

2.29.2. 「淡黄色」とは、以下の境界によって定められた色度範囲内にある照射光の色度座標(x,y)をいう。

SV_{12} 緑との境界 : $y = 1.290x - 0.100$

SV_{23} スベクトル軌跡

SV_{34} 赤との境界 : $y = 0.138 + 0.880x$

SV_{45} 黄白との境界 : $y = 0.440$

SV_{56} 白との境界 : $y = 0.940 - x$

交点は以下のとおりである。

x y

SV_{12} : 0.454 0.486

SV_{23} : 0.480 0.519

SV_{34} : 0.545 0.454

SV_{45} : 0.521 0.440

1.~2.12.4. (略)

2.13. 「全幅」とは、2.12.に定める2つの鉛直面の間の距離をいう。

2.14.~3.14.5. (略)

S_Y: 0.500 0.440

2.29.3. 「橙色」は、以下の境界によって定められた色度範囲内にある照射光の色度

座標 (x, y) をいう。

A₁₂ 緑との境界 : y = x - 0.120

A₂₃ スペクトル軌跡

A₃₃ 赤との境界 : y = 0.390

A₁₁ 白との境界 : y = 0.790 - 0.670 x

交点は以下のとおりである。

$\begin{matrix} x \\ y \end{matrix}$

A₁: 0.545 0.425

A₂: 0.560 0.440

A₃: 0.609 0.390

A₁: 0.597 0.390

2.29.4. 「赤」とは、以下の境界によって定められた色度範囲内にある照射光の色度

座標 (x, y) をいう。

R₁₂ 黄との境界: y = 0.335

R₂₃ スペクトル軌跡

R₃₃ 紫の直線 (スペクトル軌跡の赤と青の両端の間の紫色の範囲を横切る直線)

R₁₁ 紫との境界: y = 0.980 - x

交点は以下のとおりである。

$\begin{matrix} x \\ y \end{matrix}$

R₁: 0.645 0.335

R₂: 0.665 0.335

R₃: 0.735 0.265

R₁: 0.721 0.259

3.~3.14.5. (略)

3.15. 灯火等の灯光及び反射光の色は、次に掲げる色でなければならない。なお、灯火器が照射する光の色度座標の測定は本規則の対象として行うものではない。

以下 (略)

別添58 車輻灯の技術基準

1.~3.6. (略)

3.7. 光源モジュールは、3.7.1.及び3.7.2.の要件を満たすものとする。

3.7.1. 光源モジュールは、(a)及び(b)による構造とする。

(a) 各光源モジュールが、指定された正確な位置以外には取り付けることができず、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができず、異なる構造であること。

(b) 装置のハウジング内に複数の光源モジュールが使用されている場合は、異なる特性を有する光源モジュールは、同一ハウジング内で相互互換できない構造で

別添58 車輻灯の技術基準

1.~3.6. (略)

3.7. 光源モジュール (1個以上の非交換式光源を含み、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができず、異なる構造固有の光学部品をいう。)

3.7.1. 光源モジュールは、暗い場所においても確実に取り付けることができるものではない。

あること。

3.7.2. (略)

3.8.~5.3. (略)

6. 灯光の色規定
灯光の色は、4.3.に定める配光特性の測定範囲において白色又は橙色であることとし、その判定方法については別紙3のとおりとすること。また、配光特性の測定範囲外において、著しい色のむらがないものであること。

別紙1、別紙2 (略)

別紙3 灯光の色の判定方法

白色及び橙色の座標値
色度特性の検査では、国際照明委員会 (CIE) の光源Aに対応する色温度2,856Kの光源を用いて行う。色度特性は、色が安定した状態で、本技術基準4.1.に定めた測定領域を除く光度測定点について行うものとする。また、10J-20R、10U-20L、10D-20R、10D-20Lで囲まれた範囲では別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.29.又は協定規則第48号第4改訂版補足改訂版2.28.で規定された色度範囲に適合し、それより外の領域では著しい色の変化及び規定された色度範囲からの大幅な逸脱がないものであること。
ただし、交換することができない光源 (電球等) を装着した車幅灯の場合には、本技術基準5.1.2.及び5.1.3.に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、色度特性を測定しなければならない。

別添59 前部上側端灯の技術基準

1.~3.4. (略)

3.5. 光源モジュールは、3.5.1.及び3.5.2.の要件を満たすものとする。

3.5.1. 光源モジュールは、(a)及び(b)による構造とする。

(a) 各光源モジュールが、指定された正確な位置以外には取り付けることができず、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができないう構造であること。

(b) 装置のハウジング内に複数の光源モジュールが使用されている場合は、異なる特性を有する光源モジュールは、同一ハウジング内で相互交換できない構造であること。

3.7.2. (略)

3.8.~5.3. (略)

6. 灯光の色規定
灯光の色は、4.3.に定める配光特性の測定範囲において、別紙3において当該色について定められた座標の限界値の範囲内であること。また、配光特性の測定範囲外において、著しい色のむらがないものであること。

別紙1、別紙2 (略)

別紙3 灯光の色の判定方法

白色及び橙色の座標値
色度特性の検査では、国際照明委員会 (CIE) の光源Aに対応する色温度2,856Kの光源を用いて行う。色度特性は、色が安定した状態で、本技術基準4.1.に定めた測定領域を除く光度測定点について行うものとする。また、10J-20R、10U-20L、10D-20R、10D-20Lで囲まれた範囲では規定された色度範囲に適合し、それより外の領域では著しい色の変化及び規定された色度範囲からの大幅な逸脱がないものであること。

ただし、交換することができない光源 (電球等) を装着した車幅灯の場合には、本技術基準5.1.2.及び5.1.3.に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、色度特性を測定しなければならない。

橙 緑色方向への限界： $y \leq x - 0.120$

赤色方向への限界： $y \geq 0.390$

白色方向への限界： $y \geq 0.790 - 0.670x$

青色方向への限界： $x \geq 0.310$

黄色方向への限界： $x \leq 0.500$

緑色方向の限界： $y \leq 0.150 + 0.640x$

緑色方向の限界： $y \leq 0.440$

紫色方向の限界： $y \geq 0.050 + 0.750x$

赤色方向の限界： $y \geq 0.382$

別添59 前部上側端灯の技術基準

1.~3.4. (略)

3.5. 光源モジュール (1個以上の非交換式光源を含み、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない装置固有の光学部品をいう。)

3.5.1. 光源モジュールは、暗い場所においても確実に取り付けることができるものでなければならない。

<p>3.5.2. (略)</p> <p>3.6.~5. (略)</p> <p>6. 灯光の色規定 灯光の色は、4.3.に定める配光特性の測定範囲において白色であることとし、その判定方法については別紙3のとおりとすること。また、配光特性の測定範囲外において、著しい色のむらがないものであること。</p> <p>別紙1、別紙2 (略)</p> <p>別紙3 灯光の色の判定方法</p> <p>白色の座標値 色度特性の検査では、国際照明委員会 (CIE) の光源Aに対応する色温度2,856Kの光源を用いて行う。色度特性は、色が安定した状態で、本技術基準4.1.に定めた測定領域を除く光度測定点について行うものとする。また、10U-20R、10U-20L、10D-20R、10D-20Lで囲まれた範囲では別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.29.又は協定規則第48号第4改訂版補足改訂版2.28.で規定された色度範囲に適合し、それより外の領域では著しい色の変化及び規定された色度範囲からの大幅な逸脱がないものであること。</p> <p>ただし、交換することができない光源 (電球等) を装着した車幅灯の場合には、本技術基準5.1.2.及び5.1.3.に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、色度特性を測定しなければならない。</p>	<p>3.5.2. (略)</p> <p>3.6.~5. (略)</p> <p>6. 灯光の色規定 灯光の色は、4.3.に定める配光特性の測定範囲において、別紙3において当該色について定められた座標の限界値の範囲内であること。また、配光特性の測定範囲外において、著しい色のむらがないものであること。</p> <p>別紙1、別紙2 (略)</p> <p>別紙3 灯光の色の判定方法</p> <p>白色の座標値 色度特性の検査では、国際照明委員会 (CIE) の光源Aに対応する色温度2,856Kの光源を用いて行う。色度特性は、色が安定した状態で、本技術基準4.1.に定めた測定領域を除く光度測定点について行うものとする。また、10U-20R、10U-20L、10D-20R、10D-20Lで囲まれた範囲では規定された色度範囲に適合し、それより外の領域では著しい色の変化及び規定された色度範囲からの大幅な逸脱がないものであること。</p>
<p>別添61 側方灯の技術基準</p> <p>1.~3.5. (略)</p> <p>3.6. 光源モジュールは、3.6.1.及び3.6.2.の要件を満たすものとする。</p> <p>3.6.1. 光源モジュールは、(a)及び(b)による構造とする。</p> <p>(a) 各光源モジュールが、指定された正確な位置以外には取り付けることができない構造であること。 工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない構造であること。</p> <p>(b) 装置のハウジング内に複数の光源モジュールが使用されている場合は、異なる特性を有する光源モジュールは、同一ハウジング内で相互互換できない構造であること。</p> <p>3.6.2. (略)</p> <p>3.7.~4. (略)</p> <p>5. 灯光の色規定 5.1. 側方灯の灯光の色は、橙色でなければならない。ただし、最後部の側方灯が尾灯、</p>	<p>別添61 側方灯の技術基準</p> <p>1.~3.5. (略)</p> <p>3.6. 光源モジュール (1個以上の非交換式光源を含み、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない装置固有の光学部品をいう。)</p> <p>3.6.1. 光源モジュールは、暗い場所においても確実に取り付けることができるものでなければならない。</p> <p>3.6.2. (略)</p> <p>3.7.~4. (略)</p> <p>5. 灯光の色規定 5.1. 側方灯の灯光の色は、橙色でなければならない。ただし、最後部の側方灯が尾灯、</p> <p>ただし、交換することができない光源 (電球等) を装着した車幅灯の場合には、本技術基準5.1.2.及び5.1.3.に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、色度特性を測定しなければならない。</p> <p>自</p> <p>黄色方向の限界：$x \geq 0.310$ 黄色方向の限界：$x \leq 0.500$ 緑色方向の限界：$y \leq 0.150 + 0.640x$ 緑色方向の限界：$y \leq 0.440$ 紫色方向の限界：$y \geq 0.050 + 0.750x$ 紫色方向の限界：$y \geq 0.382$</p>

後部上側端灯、後部霧灯又は制動灯との集合式、結合式又は兼用式である場合、若しくは、後部反射器と集合式又は発光面を1部共有している場合にあつては、赤色でもよい。

5.2. 灯光の色は、国際照明委員会(CIE)の光源Aに対応する色温度2,856Kの光源を用いて測定したときに、別紙2の2.に規定する配光表の配光範囲内において、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.29.又は協定規則第48号第4改訂版補足改訂版2.28.で定める座標の限界値内になければならない。別紙2の2.に規定する配光表の配光範囲外においては、著しい色のむらがあつてはならない。

別紙1、別紙2 (略)
別紙3 灯光の色の判定方法

色度特性の検査は、国際照明委員会(CIE)の光源Aに対応する色温度2,856Kの光源を用いて行う。
ただし、非交換式光源(電球等)を装着した側方灯の場合には、本技術基準6.2.に基づき、側方灯に装着されている光源を用いて、色度特性を測定しなければならない。

別添64 尾灯の技術基準

1.~3.6. (略)
3.7. 光源モジュールは、3.7.1.及び3.7.2.の要件を満たすものとする。

3.7.1. 光源モジュールは、(a)及び(b)による構造とする。

(a) 各光源モジュールが、指定された正確な位置以外には取り付けることができず、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない構造であること。

(b) 装置のハウジング内に複数の光源モジュールが使用されている場合は、異なる特性を有する光源モジュールは、同一ハウジング内で相互互換できない構造であること。

3.7.2. (略)

3.8.~5.4. (略)

6. 灯光の色規定
灯光の色は、別紙2の2.に定める配光特性の測定範囲において赤色であることとし、その判定方法については別紙3のとおりとすること。また、配光特性の測定範囲外において、著しい色のむらがないものであること。これらの要件は、種類R2の尾灯によつて発生する可変光度の範囲外においても適用するものとする。

別紙1、別紙2 (略)
別紙3 灯光の色の判定方法

後部上側端灯、後部霧灯又は制動灯との集合式、結合式又は兼用式である場合、若しくは、後部反射器と集合式又は発光面を1部共有している場合にあつては、赤色でもよい。

5.2. 灯光の色は、国際照明委員会(CIE)の光源Aに対応する色温度2,856Kの光源を用いて測定したときに、別紙2の2.に規定する配光表の配光範囲内において、本協定規則別紙3で定める座標の限界値内になければならない。別紙2の2.に規定する配光表の配光範囲外においては、著しい色のむらがあつてはならない。

別紙1、別紙2 (略)

別紙3 灯光の色の判定方法

緑色：緑色方向の限界： $y \leq x - 0.120$

白色方向の限界： $y \geq 0.390$

白色方向の限界： $y \geq 0.790 - 0.670x$

赤色：黄色方向の限界： $y \leq 0.385$

紫色方向の限界： $z \leq 0.008$

紫色方向の限界： $y \geq 0.980x$

色度特性の検査は、国際照明委員会(CIE)の光源Aに対応する色温度2,856Kの光源を用いて行う。
ただし、非交換式光源(電球等)を装着した側方灯の場合には、本技術基準6.2.に基づき、側方灯に装着されている光源を用いて、色度特性を測定しなければならない。

別添64 尾灯の技術基準

1.~3.6. (略)

3.7. 光源モジュール(1個以上の非交換式光源を含み、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない装置固有の光学部品をいう。)

3.7.1. 光源モジュールは、暗い場所においても確実に取り付けることができるものでなければならない。

3.7.2. (略)

3.8.~5.4. (略)

6. 灯光の色規定
灯光の色は、別紙2の2.に定める配光特性の測定範囲において、別紙3において当該色について定められた座標の限界値の範囲内であること。これらの要件は、種類R2の尾灯によつて発生する可変光度の範囲外においても適用するものとする。

別紙1、別紙2 (略)
別紙3 灯光の色の判定方法

赤色の座標値

色度特性の検査では、国際照明委員会 (CIE) の光源 A に対応する色温度 2,856K の光源を用いて行う。

色度特性は、色が安定した状態で、本技術基準 4.1. に定めた測定領域を除く光度測定点について行うものとする。また、10U-20R、10U-20L、10D-20R、10D-20L で囲まれた範囲では別添 52 「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」 2.29. 又は協定規則第 48 号第 4 改訂版補足改訂版 2.28. で規定された色度範囲に適合し、それより外の領域では著しい色の変化及び規定された色度範囲からの大幅な逸脱がないものであること。

ただし、交換することができない光源 (電球等) を装着した尾灯の場合には、本技術基準 5.1.2. 及び 5.1.3. に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、色度特性を測定しなければならぬ。

別添 65 後部霧灯の技術基準

1.~3.2. (略)

3.3. 光源モジュールは、3.3.1. 及び 3.3.2. の要件を満たすものとする。

3.3.1. 光源モジュールは (a) 及び (b) による構造とする。

(a) 各光源モジュールが、指定された正確な位置以外には取り付けることができず、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない構造であること。

(b) 装置のハウジング内に複数の光源モジュールが使用されている場合は、異なる特性を有する光源モジュールは、同一ハウジング内で相互交換できない構造であること。

3.3.2. (略)

3.4.~6.4. (略)

7. 灯光の色規定

灯光の色は、国際照明委員会 (CIE) の光源 A に対応する色温度 2,856K の光源を用いて測定した場合において、別紙の 3. に定める配光特性の測定範囲内において別添 52 「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」 2.29. 又は協定規則第 48 号第 4 改訂版補足改訂版 2.28. に掲げる色度座標の限界値の範囲になければならない。

また、配光特性の測定範囲外において、著しい色のむらがないものであること。これらの要件は、種類 F 2 の後部霧灯によって発生する可変光度の範囲外においても適用するものとする。

ただし、非交換式光源 (電球等) を装着した後部霧灯の場合には、本技術基準 5.1.2. に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、色度特性を測定しなければならぬ。

赤色の座標値

色度特性の検査では、国際照明委員会 (CIE) の光源 A に対応する色温度 2,856K の光源を用いて行う。

色度特性は、色が安定した状態で、本技術基準 4.1. に定めた測定領域を除く光度測定点について行うものとする。また、10U-20R、10U-20L、10D-20R、10D-20L で囲まれた範囲では規定された色度範囲に適合し、それより外の領域では著しい色の変化及び規定された色度範囲からの大幅な逸脱がないものであること。

ただし、交換することができない光源 (電球等) を装着した尾灯の場合には、本技術基準 5.1.2. 及び 5.1.3. に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、色度特性を測定しなければならぬ。

黄色方向の限界： $y \leq 0.335$
紫色方向の限界： $y \geq 0.980-x$

別添 65 後部霧灯の技術基準

1.~3.2. (略)

3.3. 光源モジュール (1個以上の非交換式光源を含み、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない装置固有の光学部品をいう。)

3.3.1. 光源モジュールは、暗い場所においても確実に取り付けることができるものでなければならぬ。

3.3.2. (略)

3.4.~6.4. (略)

7. 灯光の色規定

灯光の色は、国際照明委員会 (CIE) の光源 A に対応する色温度 2,856K の光源を用いて測定した場合において、別紙の 3. に定める配光特性の測定範囲内において次に掲げる色度座標の限界値の範囲になければならない。

黄色方向の限界： $y \leq 0.335$
紫色方向の限界： $y \geq 0.980-x$

また、配光特性の測定範囲外において、著しい色のむらがないものであること。これらの要件は、種類 F 2 の後部霧灯によって発生する可変光度の範囲外においても適用するものとする。

ただし、非交換式光源 (電球等) を装着した後部霧灯の場合には、本技術基準 5.1.2. に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、色度特性を測定しなければならぬ。

別添66 駐車灯の技術基準

- 1.~3.4 (略)
- 3.5. 光源モジュールは、3.5.1.及び3.5.2.の要件を満たすものとする。

3.5.1. 光源モジュールは、(a)及び(b)による構造とする。

(a) 各光源モジュールが、指定された正確な位置以外には取り付けることができません。

(b) 装置のハウジング内に複数の光源モジュールが使用されている場合は、異なる特性を有する光源モジュールは、同一ハウジング内で相互互換できない構造であること。

3.5.2. (略)

4.~5.4 (略)

6. 灯光の色

国際照明委員会 (CIE) の光源Aに対応する色温度2,856Kの光源を用いて測定した灯火の色は、別紙2の2.に規定する配光表の配光範囲内において、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.29.又は協定規則第48号第4改訂版補足改訂版2.28.で定める座標の範囲内にあり、かつ、配光表の配光範囲外において著しい色の偏差がないこと。ただし、非交換式光源(電球等)を装着した装置の色度特性については、当該装置に装着されている光源を用いて、本技術基準の5.2.に基づき測定するものとする。

別紙1、別紙2 (略)

別紙3 照射光の色

別添66 駐車灯の技術基準

- 1.~3.4 (略)
- 3.5. 光源モジュール(1個以上の非交換式光源を含み、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない装置固有の光学部品をいう。)

3.5.1. 光源モジュールは、暗い場所においても確実に取り付けることができるものでなければならない。

3.5.2. (略)

4.~5.4 (略)

6. 灯光の色

国際照明委員会 (CIE) の光源Aに対応する色温度2,856Kの光源を用いて測定した灯火の色は、別紙2の2.に規定する配光表の配光範囲内において、別紙3に定める座標の範囲内にあり、かつ、配光表の配光範囲外において著しい色の偏差がないこと。ただし、非交換式光源(電球等)を装着した装置の色度特性については、当該装置に装着されている光源を用いて、本技術基準の5.2.に基づき測定するものとする。

別紙1、別紙2 (略)

別紙3 照射光の色

三色度係数

赤	黄方向限界	$y \leq 0.335$
	紫方向限界	$z \leq 0.008$
	紫方向限界	$y \geq 0.980 - x$
白	青方向限界	$x \geq 0.310$
	黄方向限界	$x \leq 0.500$
	緑方向限界	$y \leq 0.150 + 0.640x$
	緑方向限界	$y \leq 0.440$
	紫方向限界	$y \geq 0.050 + 0.750x$
	赤方向限界	$y \geq 0.382$
橙色	黄方向限界	$y \leq 0.429$
	赤方向限界	$y \geq 0.398$
	白方向限界	$z \leq 0.007$

色度特性の検査は、国際照明委員会 (CIE) のA光源に相当する色温度2,856Kの光源を用いて行う。

ただし、非交換式光源を装着した駐車灯(電球等)の場合には、本技術基準の5.2.の規定に基づき、駐車灯に装着されている光源を用いて測定しなければならない。

色度特性の検査は、国際照明委員会 (CIE) のA光源に相当する色温度2,856Kの光源を用いて行う。

ただし、非交換式光源を装着した駐車灯(電球等)の場合には、本技術基準の5.2.の規定に基づき、駐車灯に装着されている光源を用いて測定しなければならない。

別添67 後部上側端灯の技術基準

- 1.~3.4. (略)
- 3.5. 光源モジュールは、3.5.1.及び3.5.2.の要件を満たすものとする。

3.5.1. 光源モジュールは、(a)及び(b)による構造とする。

(a) 各光源モジュールが、指定された正確な位置以外には取り付けることができず、
工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない構造であること。

(b) 装置のハウジング内に複数の光源モジュールが使用されている場合は、異なる特性を有する光源モジュールは、同一ハウジング内で相互交換できない構造であること。

- 3.5.2. (略)
- 3.6.~5.4. (略)
- 6. 灯光の色規定

灯光の色は、別紙2の2.に定める配光特性の測定範囲において赤色であることとし、その判定方法については別紙3のとおりとすること。また、配光特性の測定範囲外において、著しい色のむらがないものであること。

これらの要件は、種類R2の後部上側端灯によって発生する可変光度の範囲においても適用するものとする。

- 別紙1、別紙2 (略)
- 別紙3 灯光の色の判定方法

赤色の座標値
色度特性の検査では、国際照明委員会 (CIE) の光源Aに対応する色温度2,856Kの光源を用いて行う。

色度特性は、色が安定した状態で、本技術基準4.1.に定めた測定領域を除く光度測定点について行うものとする。また、10U-20R、10U-20L、10D-20R、10D-20Lで囲まれた範囲では別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.29.又は協定規則第48号第4改訂版補足改訂版2.28.で規定された色度範囲に適合し、それより外の領域では著しい色の変化及び規定された色度範囲からの大幅な逸脱がないものであること。

ただし、交換することができない光源 (電球等) を装着した後部上側端灯の場合には、本技術基準5.1.2.及び5.1.3.に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、色度特性を測定しなければならない。

別添70 制動灯の技術基準

- 1.~3.4. (略)
- 3.5. 光源モジュールは、3.5.1.及び3.5.2.の要件を満たすものとする。

3.5.1. 光源モジュールは、(a)及び(b)による構造とする。

別添67 後部上側端灯の技術基準

- 1.~3.4. (略)
- 3.5. 光源モジュール (1個以上の非交換式光源を含み、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない装置固有の光学部品をいう。)

3.5.1. 光源モジュールは、暗い場所においても確実に取り付けることができるものでなければならない。

- 3.5.2. (略)
- 3.6.~5.4. (略)
- 6. 灯光の色規定

灯光の色は、別紙2の2.に定める配光特性の測定範囲において、別紙3において当該色について定められた座標の限界値の範囲内であること。また、配光特性の測定範囲外において、著しい色のむらがないものであること。

これらの要件は、種類R2の後部上側端灯によって発生する可変光度の範囲においても適用するものとする。

- 別紙1、別紙2 (略)
- 別紙3 灯光の色の判定方法

赤色の座標値
色度特性の検査では、国際照明委員会 (CIE) の光源Aに対応する色温度2,856Kの光源を用いて行う。

色度特性は、色が安定した状態で、本技術基準4.1.に定めた測定領域を除く光度測定点について行うものとする。また、10U-20R、10U-20L、10D-20R、10D-20Lで囲まれた範囲では規定された色度範囲に適合し、それより外の領域では著しい色の変化及び規定された色度範囲からの大幅な逸脱がないものであること。

ただし、交換することができない光源 (電球等) を装着した後部上側端灯の場合には、本技術基準5.1.2.及び5.1.3.に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、色度特性を測定しなければならない。

黄色方向の限界： $y \leq 0.335$
紫色方向の限界： $y \geq 0.980-x$

別添70 制動灯の技術基準

- 1.~3.4. (略)
- 3.5. 光源モジュール (1個以上の非交換式光源を含み、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない装置固有の光学部品をいう。)

3.5.1. 光源モジュールは、暗い場所においても確実に取り付けることができるもので

なければならぬ。

(a) 各光源モジュールが、指定された正確な位置以外には取り付けることができず、
工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができず、
(b) 装置のハウジング内に複数の光源モジュールが使用されている場合は、異なる特
性を有する光源モジュールは、同一ハウジング内で相互交換できない構造で
あること。

3.5.2. (略)

3.6.~5.4. (略)

6. 灯光の色規定

灯光の色は、別紙2の2.に定める配光特性の測定範囲において赤色であることとし、
その判定方法については別紙3のとおりとすること。また、配光特性の測定範囲外に
おいて、著しい色のむらがないものであること。
これらの要件は、種類S2の制動灯によって発生する可変光度の範囲においても適
用するものとする。

別紙1、別紙2 (略)

別紙3 灯光の色の判定方法

赤色の座標値
色度特性の検査では、国際照明委員会 (CIE) の光源Aに対応する色温度2,856Kの光
源を用いて行う。

色度特性は、色が安定した状態で、本技術基準4.1.に定めた測定領域を除く光度測定
点について行うものとする。また、10U-20R、10U-20L、10D-20R、10D-20L
で囲まれた範囲では別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」
2.29.又は協定規則第48号第4改訂版補足改訂版2.28.で規定された色度範囲に適合し、
それより外の領域では著しい色の変化及び規定された色度範囲からの大幅な逸脱がない
ものであること。

ただし、交換することができない光源 (電球等) を装着した制動灯の場合には、本技
術基準5.1.2.及び5.1.3.に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、色度特性を
測定しなければならない。

別添71 補助制動灯の技術基準

1.~3.4. (略)

3.5. 光源モジュールは、3.5.1.及び3.5.2.の要件を満たすものとする。

3.5.1. 光源モジュールは、(a)及び(b)による構造とする。

- (a) 各光源モジュールが、指定された正確な位置以外には取り付けることができず、
工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができず、
- (b) 装置のハウジング内に複数の光源モジュールが使用されている場合は、異なる特
性を有する光源モジュールは、同一ハウジング内で相互交換できない構造
であること。

3.5.2. (略)
3.6.~5.4. (略)
6. 灯光の色規定
灯光の色は、別紙2の2.に定める配光特性の測定範囲において、別紙3において当
該色について定められた座標の限界値の範囲内であること。また、配光特性の測定範
囲外において、著しい色のむらがないものであること。
これらの要件は、種類S2の制動灯によって発生する可変光度の範囲においても適
用するものとする。

別紙1、別紙2 (略)

別紙3 灯光の色の判定方法

赤色の座標値
色度特性の検査では、国際照明委員会 (CIE) の光源Aに対応する色温度2,856Kの光
源を用いて行う。

色度特性は、色が安定した状態で、本技術基準4.1.に定めた測定領域を除く光度測定
点について行うものとする。また、10U-20R、10U-20L、10D-20R、10D-20L
で囲まれた範囲では規定された色度範囲に適合し、それより外の領域では著しい色の変
化及び規定された色度範囲からの大幅な逸脱がないものであること。

ただし、交換することができない光源 (電球等) を装着した制動灯の場合には、本技
術基準5.1.2.及び5.1.3.に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、色度特性を
測定しなければならない。

黄色方向の限界： $y \leq 0.335$
紫色方向の限界： $y \geq 0.980-x$

別添71 補助制動灯の技術基準

1.~3.4. (略)

3.5. 光源モジュール (1個以上の非交換式光源を含み、工具を使わない限り光源固定
装置から取り外すことができない装置固有の光学部品をいう。)

3.5.1. 光源モジュールは、暗い場所においても確実に取り付けることができるもの
でなければならない。

3.5.2. (略)

3.6.~5.4. (略)

6. 灯光の色規定

灯光の色は、別紙2の2.に定める配光特性の測定範囲において赤色であることとし、その判定方法については別紙3のとおりとすること。また、配光特性の測定範囲外において、著しい色のむらがないものであること。

これらの要件は、種類S4の補助制動灯によって発生する可変光度の範囲においても適用するものとする。

別紙1、別紙2 (略)

別紙3 灯光の色の判定方法

赤色の座標値
色度特性の検査では、国際照明委員会 (CIE) の光源Aに対応する色温度2,856Kの光源を用いて行う。

色度特性は、色が安定した状態で、本技術基準4.1.に定めた測定領域を除く光度測定点について行うものとする。また、10U-20R、10U-20L、10D-20R、10D-20Lで囲まれた範囲では別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.29.又は協定規則第48号第4改訂版補足改訂版2.28.で規定された色度範囲に適合し、それより外の領域では著しい色の変化及び規定された色度範囲からの大幅な逸脱がないものであること。

ただし、交換することができない光源 (電球等) を装着した制動灯の場合には、本技術基準5.1.2.及び5.1.3.に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、色度特性を測定しなければならない。

車室内に備える補助制動灯の色度特性は、灯火器と後部窓ガラス又はガラス板の組合せの中で最も条件の悪い状態において測定するものとする。

別添72 後退灯の技術基準

1.~3.2. (略)

3.3. 光源モジュールは、3.7.1.及び3.7.2.の要件を満たすものとする。

3.3.1. 光源モジュールは、(a)及び(b)による構造とする。

(a) 各光源モジュールが、指定された正確な位置以外には取り付けられることができません。工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない構造であること。

(b) 装置のハウジング内に複数の光源モジュールが使用されている場合は、異なる特性を有する光源モジュールは、同一ハウジング内で相互互換できない構造であること。

3.3.2. (略)

3.4.~5.3. (略)

6. 灯光の色規定

3.5.2. (略)

3.6.~5.4. (略)

6. 灯光の色規定

灯光の色は、別紙1の2.に定める配光特性の測定範囲において、別紙3において当該色について定められた座標の限界値の範囲内であること。また、配光特性の測定範囲外において、著しい色のむらがないものであること。

これらの要件は、種類S4の補助制動灯によって発生する可変光度の範囲においても適用するものとする。

別紙1、別紙2 (略)

別紙3 灯光の色の判定方法

赤色の座標値
色度特性の検査では、国際照明委員会 (CIE) の光源Aに対応する色温度2,856Kの光源を用いて行う。

色度特性は、色が安定した状態で、本技術基準4.1.に定めた測定領域を除く光度測定点について行うものとする。また、10U-20R、10U-20L、10D-20R、10D-20Lで囲まれた範囲では規定された色度範囲に適合し、それより外の領域では著しい色の変化及び規定された色度範囲からの大幅な逸脱がないものであること。

ただし、交換することができない光源 (電球等) を装着した制動灯の場合には、本技術基準5.1.2.及び5.1.3.に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、色度特性を測定しなければならない。

車室内に備える補助制動灯の色度特性は、灯火器と後部窓ガラス又はガラス板の組合せの中で最も条件の悪い状態において測定するものとする。

黄色方向の限界： $y \leq 0.335$

紫色方向の限界： $y \geq 0.980-x$

別添72 後退灯の技術基準

1.~3.2. (略)

3.3. 光源モジュール (1個以上の非交換式光源を含み、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない装置固有の光学部品をいう。)

3.3.1. 光源モジュールは、暗い場所においても確実に取り付けることができるものでなければならない。

3.3.2. (略)

3.4.~5.3. (略)

6. 灯光の色規定

灯光の色は、別紙1の2.に定める配光特性の測定範囲において、白色であることとし、その判定においては、別紙2において当該色について定められた座標の限界値の範囲内であること。また、配光特性の測定範囲外において、著しい色のむらがないものであること。

別紙1 (略)
別紙2 灯光の色の判定方法

白色の座標値
色度特性の検査は、国際照明委員会 (CIE) の光源Aに対応する色温度2,856Kの光源を用いて行う。
色度特性は、色が安定した状態で、別紙1の2.に定めた配光測定範囲内について行うものとする。
この範囲内においては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準1.2.29.又は協定規則第48号第4改訂版補足改訂版2.28.で規定された色度範囲に適合し、それ以外の領域では急激な色の変化が無いものであること。
ただし、交換することができない光源 (電球等) を装着した後退灯の場合には、本技術基準5.1に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、色度特性を測定しなければならぬ。

別添73 方向指示器の技術基準

- 1.~3.4. (略)
- 3.5. 光源モジュールは、3.5.1.及び3.5.2.の要件を満たすものとする。
 - 3.5.1. 光源モジュールは、(a)及び(b)による構造とする。
 - (a) 各光源モジュールが、指定された正確な位置以外には取り付けることができません。工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない構造であること。
 - (b) 装置のハウジング内に複数の光源モジュールが使用されている場合は、異なる特性を有する光源モジュールは、同一ハウジング内で相互互換できない構造であること。
 - 3.5.2. (略)
 - 3.6.~5.4. (略)
 - 5.5. 見かけの表面は灯火装置の基準軸方向により決定する。なお、種類5又は6の方向指示器にあつては発光面の境界で判定する。
 - 6. 灯光の色規定
灯光の色は、別紙2の2.に定める配光特性の測定範囲において橙色であることとし、その判定方法については別紙3のとおりとする。また、配光特性の測定範囲外に

灯光の色は、別紙1の2.に定める配光特性の測定範囲内において、白色であることと適合性に疑いのある場合には、別紙2において定める白色の定義に照らして確認を行うものとする。また、配光特性の測定範囲外において、著しい色のむらがないものであること。

別紙1 (略)
別紙2 灯光の色の判定方法

白色の座標値
色度特性の検査は、国際照明委員会 (CIE) の光源Aに対応する色温度2,856Kの光源を用いて行う。
色度特性は、色が安定した状態で、別紙1の2.に定めた配光測定範囲内について行うものとする。
この範囲内においては規定された色度範囲に適合し、それ以外の領域では急激な色の変化が無いものであること。
ただし、交換することができない光源 (電球等) を装着した後退灯の場合には、本技術基準5.1に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、色度特性を測定しなければならぬ。

- 白 青色方向の限界： $x \geq 0.310$
- 黄色方向の限界： $x \leq 0.500$
- 緑色方向の限界： $y \leq 0.150 + 0.640x$
- 緑色方向の限界： $y \leq 0.440$
- 紫色方向の限界： $y \geq 0.050 + 0.750x$
- 赤色方向の限界： $y \geq 0.382$

別添73 方向指示器の技術基準

- 1.~3.4. (略)
- 3.5. 光源モジュール (1個以上の非交換式光源を含み、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない装置固有の光学部品をいう。)
- 3.5.1. 光源モジュールは、暗い場所においても確実に取り付けることができるものでなければならぬ。
- 3.5.2. (略)
- 3.6.~5.4. (略)
- 5.5. 見かけの表面は灯火装置の基準軸方向により決定する。
- 6. 灯光の色規定
灯光の色は、別紙2の2.に定める配光特性の測定範囲において、別紙3において定める座標限界値の範囲内であること。また、配光特性の測定範囲外において、著しい

において、著しい色のむらがないものであること。これらの要件は、種類2bの方向指示器によって発生する可変光度の範囲内においても適用するものとする。

別紙1、別紙2 (略)

別紙3 灯光の色の判定方法

橙色の座標値

色度特性の検査では、国際照明委員会 (CIE) の光源Aに対応する色温度2,856Kの光源を用いて行う。

色度特性は、色が安定した状態で、本技術基準4.1.に定めた配光測定範囲内について行うものとする。この範囲内においては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.29.又は協定規則第48号第4改訂版補足改訂版2.28.で規定された色度範囲に適合し、それ以外の領域では急激な色の変化がないものであること。

ただし、交換することができない光源 (電球等) を装着した方向指示器の場合には、本技術基準5.2.に基づき灯火器に装着されている光源を用いて、色度特性を測定しなければならぬ。

これら色度特性の測定においては、本基準5.の規定に基づき実施するものとする。ただし、非交換色光源 (電球等) を装着した方向指示器の色度特性は、本基準5.1.2.の規定に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて行う。

別添102 側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関する技術基準

1.~3.1. (略)

3.2. 光源モジュールは、3.2.1.及びB3.2.2.の要件を満たすものとする。

3.2.1. 光源モジュールは、(a)及び(b)による構造とする。

(a) 各光源モジュールが、指定された正確な位置以外には取り付けることができず、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない構造であること。

(b) 装置のハウジング内に複数の光源モジュールが使用されている場合は、異なる特性を有する光源モジュールは、同一ハウジング内で相互互換できない構造であること。

3.2.2. (略)

3.3.~5.5. (略)

6. 灯光の色規定

灯光の色は、別紙1の2.に定める配光特性の測定範囲において、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.29.又は協定規則第48号第4改訂版補足改訂版2.28.で規定された白色であることとし、その判定方法については別紙2のとおりとする。また、配光特性の測定範囲外において、著しい色のむらがないものであること。

色のむらがないものであること。これらの要件は、種類2bの方向指示器によって発生する可変光度の範囲内においても適用するものとする。

別紙1、別紙2 (略)

別紙3 灯光の色の判定方法

橙色の座標値

色度特性の検査では、国際照明委員会 (CIE) の光源Aに対応する色温度2,856Kの光源を用いて行う。

色度特性は、色が安定した状態で、本技術基準4.1.に定めた配光測定範囲内について行うものとする。この範囲内においては規定された色度範囲に適合し、それ以外の領域では急激な色の変化がないものであること。

ただし、交換することができない光源 (電球等) を装着した方向指示器の場合には、本技術基準5.2.に基づき灯火器に装着されている光源を用いて、色度特性を測定しなければならぬ。

緑色方向への限界： $y \leq x - 0.120$

赤色方向への限界： $y \geq 0.390$

白色方向への限界： $y \geq 0.790 - 0.670x$

これら色度特性の測定においては、本基準5.の規定に基づき実施するものとする。ただし、非交換色光源 (電球等) を装着した方向指示器の色度特性は、本基準5.1.2.の規定に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて行う。

別添102 側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関する技術基準

1.~3.1. (略)

3.2. 光源モジュール (1個以上の非交換式光源を含み、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない装置固有の光学部品をいう。)

3.2.1. 光源モジュールは、暗い場所においても確実に取り付けることができるものでなければならない。

3.2.2. (略)

3.3.~5.5. (略)

6. 灯光の色規定

灯光の色は、別紙1の2.に定める配光特性の測定範囲において、白色であること。適合性に疑いのある場合には、別紙2において定める白色の判定方法に照らして確認を行うものとする。また、配光特性の測定範囲外において、著しい色のむらがないものであること。

<p>別紙 1 (略)</p> <p>別紙 2 灯光の色の判定方法</p> <p>白色の座標値</p> <p>色度特性の検査は、国際照明委員会 (CIE) の光源 A に対応する色温度 2,856K の光源を用いて行う。</p> <p>色度特性は、色が安定した状態で、別紙 1 の 2. に定めた配光測定範囲内について行うものとする。ただし、交換することができない光源 (電球等) を装着した側方照射灯の場合には、本技術基準 4.2. に基づき、側方照射灯に装着されている光源を用いて、色度特性を測定しなければならない。</p>	<p>別紙 1 (略)</p> <p>別紙 2 灯光の色の判定方法</p> <p>白色の座標値</p> <p>色度特性の検査は、国際照明委員会 (CIE) の光源 A に対応する色温度 2,856K の光源を用いて行う。</p> <p>色度特性は、色が安定した状態で、別紙 1 の 2. に定めた配光測定範囲内について行うものとする。ただし、交換することができない光源 (電球等) を装着した側方照射灯の場合には、本技術基準 4.2. に基づき、側方照射灯に装着されている光源を用いて、色度特性を測定しなければならない。</p> <p>自 青色方向の限界：$x \geq 0.310$</p> <p>黄色方向の限界：$x \leq 0.500$</p> <p>緑色方向の限界：$y \leq 0.150 + 0.640x$</p> <p>緑色方向の限界：$y \leq 0.440$</p> <p>紫色方向の限界：$y \geq 0.050 + 0.750x$</p> <p>赤色方向の限界：$y \geq 0.382$</p>
<p>別添 105 再帰反射材の技術基準</p> <p>1. ～ 5.3.3. (略)</p> <p>別紙 1 ～ 別紙 5 (略)</p> <p>別紙 6 外部からの作用に対する耐性規定</p> <p>1. ～ 5.1.1. (略)</p> <p>5.2. 動力洗浄</p> <p>5.2.1. 以下の設定条件において、60秒間の連続噴霧を実施した後、テストサンプルの反射表面の損傷や基板からの剥離がないものであること。</p> <p>5.2.1.1. 洗浄の際の水圧は、$8 \pm 0.2 \text{MPa}$ であること。</p> <p>5.2.1.2. 洗浄の際の水温は、$60^\circ - 5^\circ \text{C}$ であること。</p> <p>5.2.1.3. 洗浄後の流量は、$7 \pm 1 \text{l/min}$</p> <p>5.2.1.4. 洗浄棒の先端は、材料から $600 \pm 20 \text{mm}$ 離れていること。</p> <p>5.2.1.5. ～ 5.2.1.6. (略)</p> <p>以下 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、平成二十年十月〇〇日から施行する。</p>	<p>別添 105 再帰反射材の技術基準</p> <p>1. ～ 5.3.3. (略)</p> <p>別紙 1 ～ 別紙 5 (略)</p> <p>別紙 6 外部からの作用に対する耐性規定</p> <p>1. ～ 5.1.1. (略)</p> <p>5.2. 動力洗浄</p> <p>5.2.1. 以下の設定条件において、60秒間の連続噴霧を実施した後、テストサンプルの反射表面の損傷や基板からの剥離がないものであること。</p> <p>5.2.1.1. 洗浄の際の水圧は、80bar であること。</p> <p>5.2.1.2. 洗浄の際の水温は、60°C であること。</p> <p>5.2.1.3. 洗浄棒の先端は、材料から 600mm 離れていること。</p> <p>5.2.1.4. ～ 5.2.1.5. (略)</p> <p>以下 (略)</p>

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部分を改正する告示案 新旧対照条文
 ○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）

（傍線は改正部分）

改 正	現 行
<p>（長さ、幅及び高さ）</p> <p>21 第一条（略）</p> <p>22 平成二十二年三月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示第六条第二項第二号、第八十四条第二項第二号及び第六十二条第二項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十年国土交通省告示第 号）による改正前の細目告示第六条第二項第二号、第八十四条第二項第二号及び第六十二条第二項第二号の規定により測定した値とすることができる。</p>	<p>（長さ、幅及び高さ）</p> <p>第一条（略）</p>
<p>（車枠及び車体）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2211 （略）</p> <p>121 平成二十二年三月三十一日以前に製作された自動車であつて道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十年国土交通省告示第 号）による改正前の細目告示第六条第二項第二号、第八十四条第二項第二号及び第六十二条第二項第二号の規定により測定するものについては、細目告示第十一号第四項第九号、第一百零四項第十一号及び第七十八号第四項第十一号の規定は、適用しない。</p>	<p>（車枠及び車体）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2211 （略）</p>
<p>（側方照射灯）</p> <p>第三十一条（略）</p> <p>224 （略）</p> <p>51 平成十七年四月六日から平成二十一年十月十四日までに製作された自動車については、細目告示第四十四条第一項、別添五十二・2・13・及び別添百三・2・2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十年国土交通省告示第 号）による改正前の細目告示第四十四条第一項、別添五十二・2・13・及び別添百三・2・2の規定に適合するものであればよい。</p>	<p>（側方照射灯）</p> <p>第三十一条（略）</p> <p>224 （略）</p>
<p>（車幅灯）</p> <p>第三十二条（略）</p> <p>225 （略）</p> <p>61 平成十八年一月一日から平成二十一年十月十四日までに製作された自動車については、細目告示第四十五条第一項、別添五十二・2・13・及び別添五十八・3・7の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十年国土交通省告示第 号）による改正前の細目告示第四十五条第一項、別</p>	<p>（車幅灯）</p> <p>第三十二条（略）</p> <p>225 （略）</p>

添五十二・2・13・及び別添五十八・3・7・の規定に適合するものであればよい。

(前部上側端灯)
第三十三条 (略)

254 (略)

51 平成十八年一月一日から平成二十一年十月十四日までに製作された自動車については、細目告示第四十六条第一項、別添五十二・2・13・及び別添五十九・3・5・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十年国土交通省告示第 号)による改正前の細目告示第四十六条第一項、別添五十二・2・13・及び別添五十九・3・5・の規定に適合するものであればよい。

(側方灯及び側方反射器)
第三十五条 (略)

258 (略)

91 平成十八年一月一日から平成二十一年十月十四日までに製作された自動車については、細目告示第四十八条第一項、別添五十二・2・13・及び別添六十一・3・6・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十年国土交通省告示第 号)による改正前の細目告示第四十八条第一項、別添五十二・2・13・及び別添六十一・3・6・の規定に適合するものであればよい。

(尾灯)
第三十七条 (略)

257 (略)

81 平成十八年一月一日から平成二十一年十月十四日までに製作された自動車については、細目告示第五十条第一項、別添五十二・2・13・及び別添六十四・3・7・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十年国土交通省告示第 号)による改正前の細目告示第五十条第一項、別添五十二・2・13・及び別添六十四・3・7・の規定に適合するものであればよい。

(後部霧灯)
第三十八条 (略)

256 (略)

71 平成十八年一月一日から平成二十一年十月十四日までに製作された自動車については、細目告示第五十一条第一項、別添五十二・2・13・及び別添六十五・3・3・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十年国土交通省告示第 号)による改正前の細目告示第五十一条第一項、別添五十二・2・13・及び別添六十五・3・3・の規定に適合するものであればよい。

(駐車灯)
第三十九条 (略)

(前部上側端灯)
第三十三条 (略)

254 (略)

(側方灯及び側方反射器)
第三十五条 (略)

258 (略)

(尾灯)
第三十七条 (略)

257 (略)

(後部霧灯)
第三十八条 (略)

256 (略)

(駐車灯)
第三十九条 (略)

2/6 (略)

7| 平成十八年一月一日から平成二十一年十月十四日までに製作された自動車については、細目告示第五十二條第一項、別添五十二・2・13・及び別添六十六・3・5・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十年国土交通省告示第 号)による改正前の細目告示第五十二條第一項、別添五十二・2・13・及び別添六十六・3・5・の規定に適合するものであればよい。

(後部上側端灯)

第四十條 (略)

2/3 (略)

4| 平成十八年一月一日から平成二十一年十月十四日までに製作された自動車については、細目告示第五十三條第一項、別添五十二・2・13・及び別添六十七・3・5・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十年国土交通省告示第 号)による改正前の細目告示第五十三條第一項、別添五十二・2・13・及び別添六十七・3・5・の規定に適合するものであればよい。

(大型後部反射器)

第四十一條之二 (略)

2/3 (略)

4| 平成二十一年十月十四日以前に製作された自動車については、細目告示第五十五條第一項の基準中「協定規則第七十号補足第六改訂版」を「協定規則第七十号補足第五改訂版」と読み替えることができる。

5| 細目告示第五十五條第一項の規定が適用される自動車のうち国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第五十五條第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十年国土交通省告示第 号)による改正前の細目告示第五十五條第一項の規定に適合するものであればよい。

(再帰反射材)

第四十一條之三 (略)

2/6 (略)

7| 平成十九年八月一日から平成二十一年十月十四日までに製作された自動車については、細目告示別添百五別紙六・5・2・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十年国土交通省告示第 号)による改正前の細目告示別添百五別紙六・5・2・の規定に適合するものであればよい。

(制動灯)

第四十二條 (略)

2/8 (略)

9| 平成十八年一月一日から平成二十一年十月十四日までに製作された自動車について

2/6 (略)

(後部上側端灯)

第四十條 (略)

2/3 (略)

(大型後部反射器)

第四十一條之二 (略)

2/3 (略)

(再帰反射材)

第四十一條之三 (略)

2/6 (略)

(制動灯)

第四十二條 (略)

2/8 (略)

は、細目告示第五十六条第一項、別添五十二・二・13・及び別添七十三・5・5・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十年国土交通省告示第 号)による改正前の細目告示第五十六条第一項、別添五十二・2・13・及び別添七十三・5・5・の規定に適合するものであればよい。

(補助制動灯)
第四十三条 (略)

255 (略)

61 平成十八年一月一日から平成二十一年十月十四日までに製作された自動車については、細目告示第五十七条第一項、別添五十二・2・13・及び別添七十一・3・5・5・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十年国土交通省告示第 号)による改正前の細目告示第五十七条第一項、別添五十二・2・13・及び別添七十一・3・5・5・の規定に適合するものであればよい。

(後退灯)
第四十四条 (略)

259 (略)

101 平成十八年一月一日から平成二十一年十月十四日までに製作された自動車については、細目告示第五十八条第一項、別添五十二・2・13・及び別添七十二・3・3・3・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十年国土交通省告示第 号)による改正前の細目告示第五十八条第一項、別添五十二・2・13・及び別添七十二・3・3・3・の規定に適合するものであればよい。

(方向指示器)
第四十五条 (略)

2513 (略)

141 平成十八年一月一日から平成二十一年十月十四日までに製作された自動車については、細目告示第五十九条第一項、別添五十二・2・13・及び別添七十三・3・5・5・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十年国土交通省告示第 号)による改正前の細目告示第五十九条第一項、別添五十二・2・13・及び別添七十三・3・5・5・の規定に適合するものであればよい。

(補助制動灯)
第四十三条 (略)

255 (略)

(後退灯)
第四十四条 (略)

259 (略)

(方向指示器)
第四十五条 (略)

2513 (略)